

玖珠町地域防災計画

(風水害等対策編)

令和7年9月

玖珠町防災会議

目 次

第1部 総 則.....	- 1 -
第1章 計画の目的.....	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 4 -
第5節 計画の修正.....	- 5 -
第6節 計画の周知.....	- 5 -
第2章 玖珠町の地勢及び気象.....	- 7 -
第1節 地勢.....	- 8 -
第2節 災害に対する基本的な考え方.....	- 8 -
第3節 気候.....	- 9 -
第3章 玖珠町における災害の特性と被害想定.....	- 10-
第1節 豪雨災害・台風.....	- 11-
第2節 その他の気象災害等.....	- 11-
第3節 被害想定.....	- 12-
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 13-
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 14-
第2節 住民の責務.....	- 15-
第2部 災害予防.....	- 16-
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 17-
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 18-
第2節 災害予防の体系.....	- 19-
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 20-
第1節 被害の未然防止事業.....	- 22-
第2節 災害危険区域等の対策.....	- 24-

第3節	防災施設の災害予防管理	- 25-
第4節	都市・地域の防災環境整備	- 27-
第5節	建築物の災害予防	- 28-
第6節	農産物、林産物の災害予防	- 30-
第7節	防災調査研究の推進	- 30-
第3章	災害に強い人づくり	- 31-
第1節	自主防災組織	- 34-
第2節	防災訓練	- 37-
第3節	防災教育	- 39-
第4節	消防団・水防団・ボランティアの育成、強化	- 43-
第5節	要配慮者の安全確保	- 45-
第6節	帰宅困難者の安全確保	- 49-
第7節	地域ごとの避難計画の策定	- 49-
第8節	町民運動の展開	- 50-
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	- 51-
第1節	初動体制の強化	- 54-
第2節	活動体制の確立	- 57-
第3節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	- 61-
第4節	救助物資の備蓄	- 65-
第5章	その他の災害予防	- 66-
第1節	災害対策資金の確保	- 67-
第3部	災害応急対策	- 68-
第1章	災害応急対策の基本方針等	- 69-
第1節	災害応急対策の基本方針	- 70-
第2節	町民に期待する行動	- 71-
第3節	災害応急対策の体系	- 73-
第2章	活動体制の確立	- 74-
第1節	組織	- 75-

第2節	動員配備	-81-
第3節	通信連絡手段の確保	-84-
第4節	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等	-86-
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	-95-
第6節	災害救助法の適用及び運用	-97-
第7節	広域的な応援要請	-99-
第8節	自衛隊の災害派遣体制の確立	-101-
第9節	技術者、技能者及び労働者の確保	-106-
第10節	ボランティアとの連携	-108-
第11節	帰宅困難者対策	-110-
第12節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-111-
第13節	交通確保・輸送対策	-112-
第14節	広報活動・災害記録活動	-115-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-118-
第1節	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	-119-
第2節	火災に関する情報の収集・伝達	-121-
第3節	水防	-122-
第4節	避難の指示及び誘導	-126-
第5節	救出救助	-130-
第6節	救急医療活動	-133-
第7節	消防活動	-136-
第8節	二次災害の防止活動	-137-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	-139-
第1節	避難所運営活動	-140-
第2節	避難所外被災者の支援	-145-
第3節	食料供給	-147-
第4節	給水	-149-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	-150-
第6節	医療活動	-152-
第7節	保健衛生活動	-153-
第8節	廃棄物処理	-155-
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-156-
第10節	住宅の供給確保等	-159-

第11節	文教対策	-163-
第12節	義援物資の取扱い	-167-
第13節	被災動物対策	-168-
第5章	社会基盤の応急対策	-169-
第1節	電気、ガス、上水道・汚水処理、通信の応急対策	-170-
第2節	道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策	-171-
第3節	農林業に関する応急対策	-172-
第4部	災害復旧・復興	-174-
第1章	災害復旧・復興の基本方針	-175-
第2章	公共土木施設等の災害復旧	-177-
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-179-
第4章	被災者に対する支援	-181-
第5章	激甚災害の指定	-184-
第1節	激甚災害指定の手続き	-185-
第2節	特別財政援助	-185-

第1部 総 則

第1章 計画の目的

第2章 玖珠町の地勢及び気象

第3章 玖珠町における災害の特性と被害想定

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玖珠町における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、町は、大分県及び指定地方行政機関、並びにその他の防災関係機関との相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

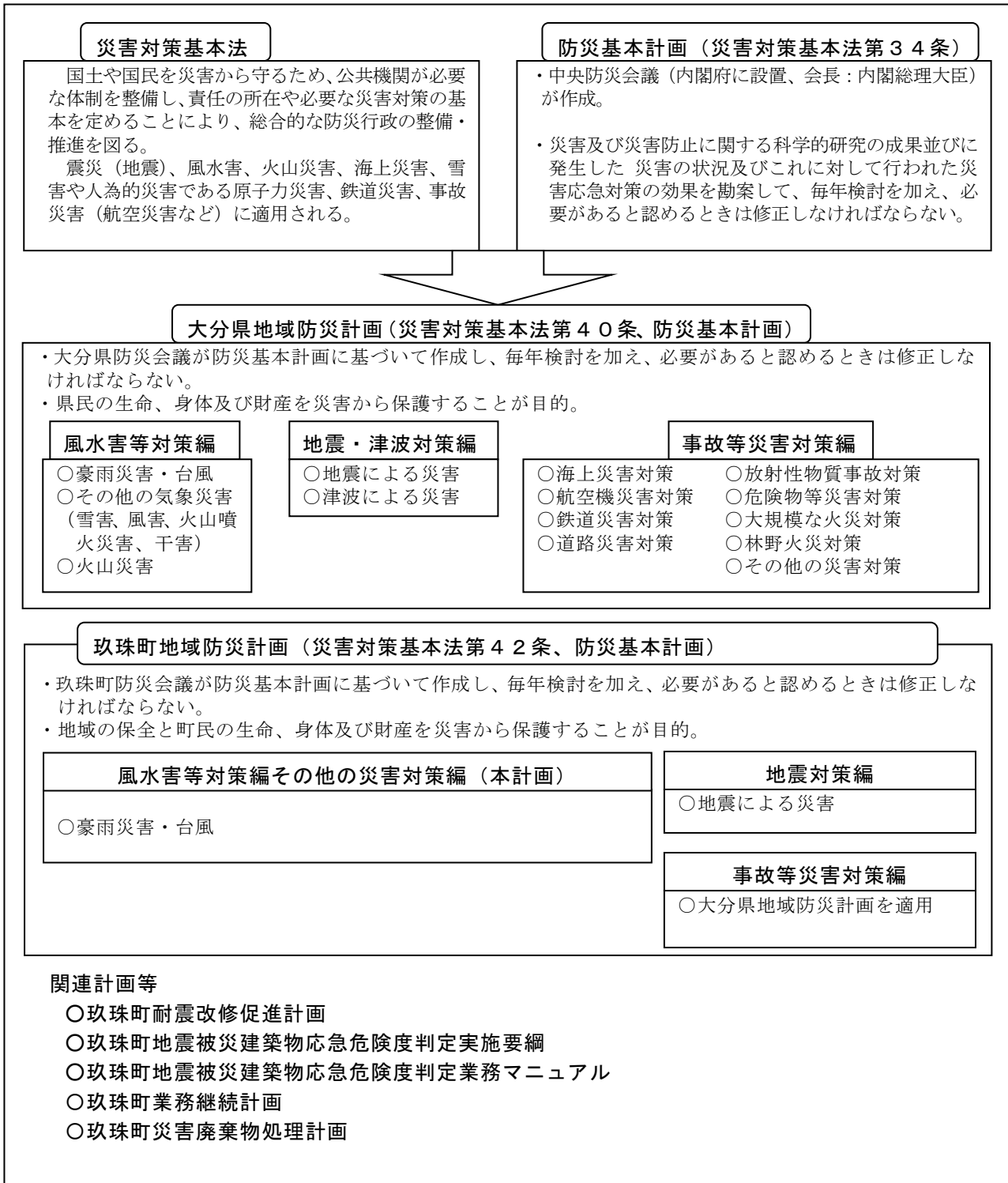
- (1) 玖珠町役場、玖珠消防署、その他の関係機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「町民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標(理念)を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

- 町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
 - ・災害に強いまちづくり
 - ・災害に強い人づくり
 - ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
 - ・活動体制の確立
 - ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
 - ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



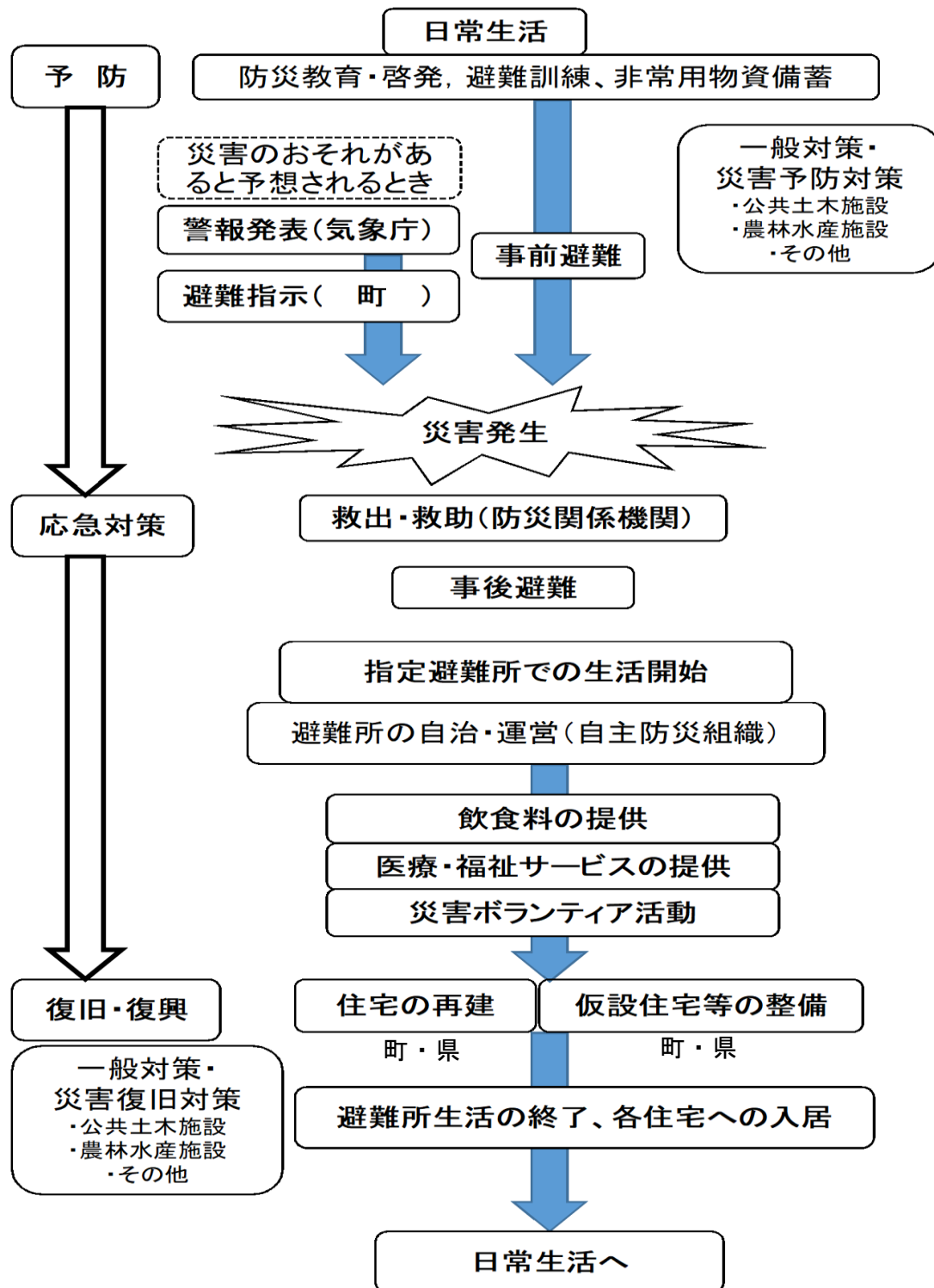
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、町職員及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については町民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】 災害発生時等の基本的な行動



第2章 玖珠町の地勢及び気象

第1節 地勢

第2節 災害に対する基本的な考え方

第3節 気候

第1節 地勢

1 位置及び面積

玖珠町は、大分県の西部に位置し、東は九重町、由布市、西は日田市、北は中津市、宇佐市と接し、南は熊本県小国町と接している。東西に27.1km、南北に21.5km、総面積286.60km²であり、大分県の4.5%、玖珠郡の51.4%を占めている。

2 地勢

玖珠町は、耶馬溪溶岩・万年山溶岩が浸食されてできた玖珠盆地を、我が国第一の二重メサ台地の万年山(1,140m)、岩扇山(691m)、鏡山(675m)が取り巻いている。

また、本町は、九州第一の河川筑後川の上流に位置し、玖珠川が東西に貫流している。玖珠川やその支流は落差が大きく、溶岩台地の断崖には三日月の滝・清水瀑園・慈恩の滝などがあり、随所に滝や遊水池を持っている。

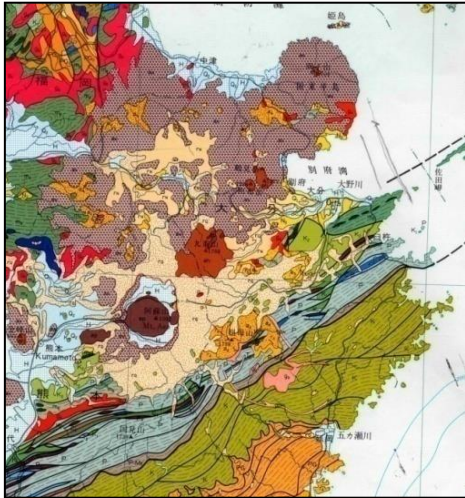
さらに、北境に接して耶馬溪、南境には九重連山があり、東方には約5,000haに及ぶ日出生台高原が広がっている。

耕地は、玖珠川の両岸を中心に、森川、太田川の流域のほか、谷間、山麓に段階状に開けている。万年山溶岩を基底とし、土壌は玖珠川両域に土壌土、盆地の沖積層地帯と谷間に壤土や埴土が多く、山林原野は大部分が火山灰土である。

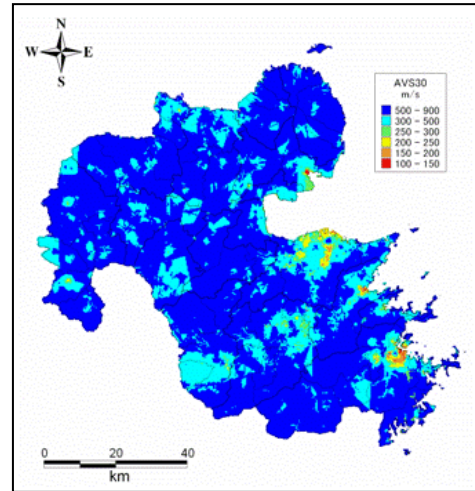
第2節 災害に対する基本的な考え方

- 1 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域を知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、町民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 2 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。
- 3 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業のかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。
- 4 町は地形的に山地やがけ地が多く、起伏斜面が多いため風水害等が発生した場合にはがけ崩れや斜面崩壊の危険性がある。

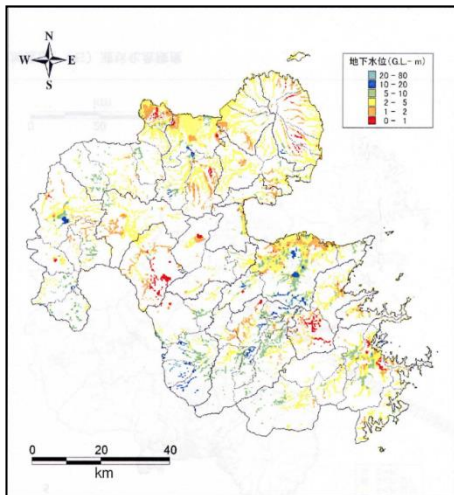
(参考関連図)



大分県の地質図



表層地盤モデル (AVS30) 図
(AVS30 の値が小さいほど軟弱地盤となる)



地下水位の状況

第3節 気候

本町は、内陸で山地のため気候は複雑で、2023年の年間降水量は2,037mm、平均気温は14.5℃であり、山地型気候区に属している。

風は全般的に弱く年平均1.2m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。特に、夏から秋にかけては、台風の通過によって地域的に著しい被害を受けることがある。

地形的に山地やがけ地が多く、起伏斜面が多いため風水害等が発生した場合にはがけ崩れや斜面崩壊の危険性がある。

第3章 玖珠町における災害の特性と被害想定

第1節 豪雨災害・台風

第2節 その他の気象災害等

第3節 被害想定

第1節 豪雨災害・台風

1 気象災害の概要

本町の気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧（前線）によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して県下に大きな被害を及ぼしてきた。

2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。近年、町での大規模な豪雨災害・台風は、平成3年9月の台風19号、平成5年9月の台風13号、平成24年7月の九州北部豪雨、平成29年7月に再び九州北部豪雨があり、9月には台風18号などがある。

また、令和2年7月豪雨では7月6日から8日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、本町では24時間降雨量310ミリを観測し、7月7日6時15分には記録的短時間大雨情報が発表され猛烈な雨となった。河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害を受けた。

第2節 その他の気象災害等

1 雪害

本町の降雪期間は12月～3月であり、近年は大雪となることはほとんどないが、まれに大雪のために農林業・電力施設や交通機関等に被害を及ぼすことがある。

2 火災

火災の月別発生件数では、3月から4月期がもっとも多く、これは、原野等の火入れの際の火気取扱者の不注意が主な原因である。次いで12月から2月にかけての発生率が高く、この期間が火気を扱う機会が多く、雨量が少なく乾燥しているために発生している。

3 火山噴火災害

活火山は、火山噴火予知連絡会により「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」として定義されており、本町にはないが、県内では九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳が活火山とされている。また、これらの活火山のうち、九重山及び鶴見岳・伽藍岳については、常時観測火山（今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山）に選定されている。県内に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。

九重山のうち硫黄山が平成7年10月に噴火し、その後も火山活動を続けている。火山噴火の影響で、町内には降灰による農作物への被害が想定されている。

第3節 被害想定

本町の気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧（前線）によるものであるが、近年多発する線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、「記録的短時間大雨」「顕著な大雨に関する情報」なども考慮し、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。

また、台風に伴う暴風雨についても、玖珠町防災マップや各種災害ハザードマップに示す浸水被害や豪雨災害の想定と位置づけ、あわせて土砂災害や道路等の被災による地域あるいは集落の孤立も想定するものとする。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報、気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までに「警戒段階」があり、この時期において必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動の実施を促進させる。

第4章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 第2節 住民の責務

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 玖珠町が処理すべき業務

- (1) 町は町民の生命身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の国・県の協力を得て、次に掲げる業務を処理する。
 - ア 玖珠町防災会議に関すること
 - イ 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること
 - ウ 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること
 - オ 被害状況の調査報告及び記録に関すること
 - カ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
 - キ 居住者、滞在者、その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること
 - ク 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること
 - ケ 清掃、防疫、その他の保護に関すること
 - コ 所管施設及び設置の応急復旧に関すること
 - サ 防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
 - シ 防災思想の普及、自主防災組織の育成に関すること
 - ス その他、防災に関し所掌すべきこと

2 公共的団体等が処理すべき事務

公共的団体、その他防災上重要な管理者が処理すべき防災業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 農業協同組合、森林組合、土地改良区等
 - ア 農林業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること
 - イ 被災農林業者に対する融資又はその斡旋に関すること
 - ウ 共同利用施設の災害応急復旧対策及び復旧に関すること
 - エ 飼料、肥料、種苗等の確保又は斡旋に関すること
 - オ 溜池、灌漑用（排・取）水門等の管理に関すること
- (2) 商工会等商工業関係団体
 - ア 商工業関係の被害調査及び融資斡旋等の協力に関すること
 - イ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保協力に関すること
 - ウ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること
- (3) 医師会
 - ア 災害時における助産、医療救護に関すること
- (4) 病院等経営者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練に関すること
 - イ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
 - ウ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること
- (5) 歯科医師会
 - ア 災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること
- (6) 自治会・各地区コミュニティ運営協議会・消防分団
 - ア 住家、非住家の被害調査及び応急対策の協力に関すること
 - イ 自主防災組織活動に関すること
- (7) 建設業協会等
 - ア 災害時における応急復旧の協力に関すること
 - イ 応急復旧資材の確保
- (8) 一般乗客・貨物等運送業者
 - ア 災害時における自動車による被災者、救助物資等の輸送の協力に関すること

- (9) 一般社団法人エルピーガス協会、石油商業組合
- ア 災害時における危険物の保全措置、及び指導に関すること
 - イ 危険物関係施設に係る防災対策等の指導に関すること

第2節 住民の責務

本町住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

玖珠町において風水害等から町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・防災士・自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や町民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会の活性化
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災教育の実施
- (4) 消防団・防災士・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 町民運動の展開

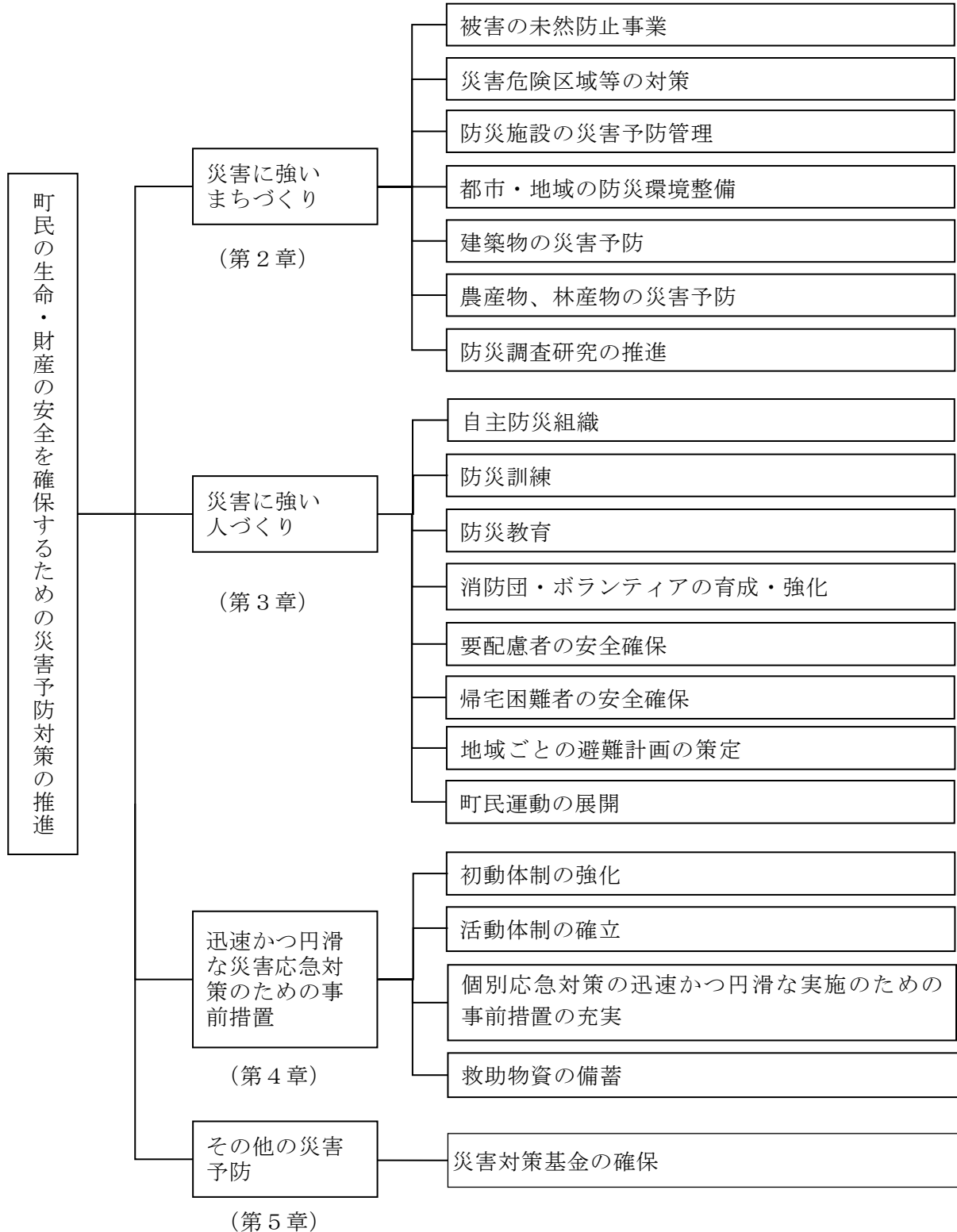
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。



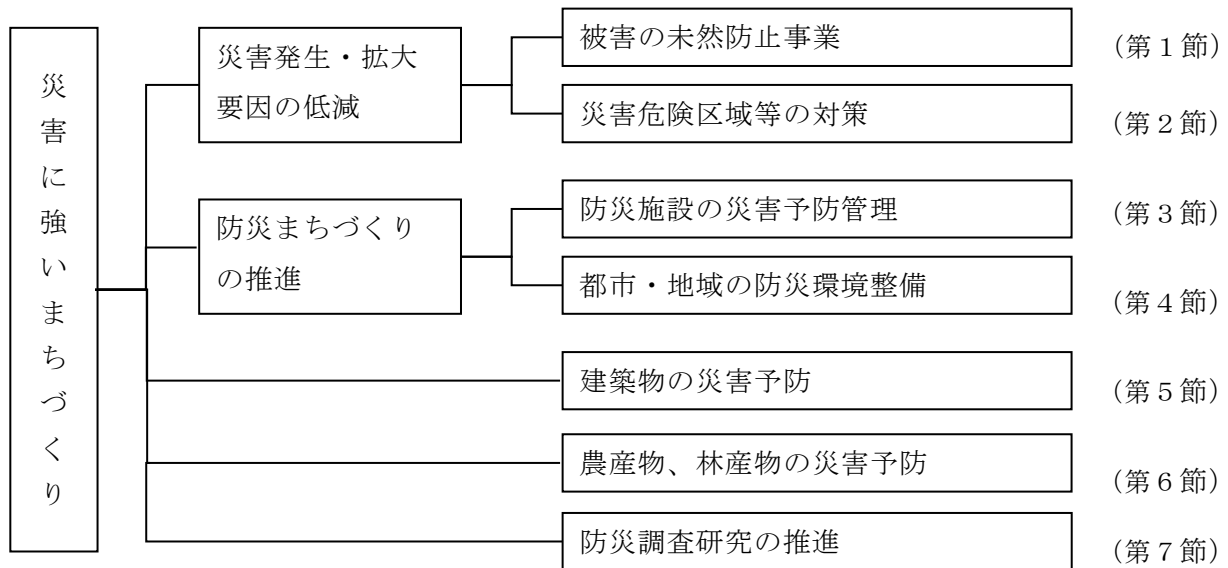
第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域等の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物の災害予防
- 第6節 農産物、林産物の災害予防
- 第7節 防災調査研究の推進

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、国、県と連携を図り、町土保全事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

風水害等から町土を保全し町民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施するものとする。

- 1 道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- 2 土砂災害防止としての急傾斜地崩壊対策事業の実施
- 3 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- 4 町が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

1 治山事業

本町の森林面積は、20,042haで町土の70%を占め、うち民有林は18,460ha、保安林は1,501haでその97%が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林はなく、3%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が町内に配備されている。

2 土砂災害防止事業

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

町は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

玖珠町の土砂災害防止事業の状況等は従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施

- イ 避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて事業を計画的・系統的に実施できるよう関係機関と連携を図り、災害に備える。
- ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続してもらい、危険性の高いところから事業を計画的に実施できるよう関係機関と連携を図る。
- ニ 玖珠町による危険箇所の公表・周知を徹底するとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について大分県の支援を求める。
- ホ その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

3 砂防関係事業

(1) 砂防関係事業の現況

本町は、面積のうち山林が約70%を占め、地質構造は、耶馬溪溶岩・万年山溶岩が浸食されてできた玖珠盆地を、我が国第一の二重メサ台地の万年山(1,140m)、岩扇山(691m)、鏡山(675m)が取り巻いている。

このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に土砂災害が発生している。

しかし、土砂災害による被害を防止する砂防えん堤など砂防施設の整備状況は、県全体で対策が必要な危険箇所の約30%となっており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から人命を守るため、土砂災害警戒区域等において、擁壁工や法面工などの設置を行う等、市町村営急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

4 道路整備事業

(1) 道路整備事業の基本方針

道路は、町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。特に、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

(2) 道路整備事業の実施

- イ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や必要な代替ルートの整備を推進する。
- ロ 道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間を把握し、計画的な改良や落石対策などの防災対策及び迅速な道路啓開を行える体制づくりを推進する。
- ハ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。
- ニ 農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

5 農地防災事業の促進

(1) 農地防災事業の基本方針

地区住民の生命財産を守り、農地防災事業についても計画的に推進し、風水害時の被害の拡大防止に努める。

(2) 農地防災事業の実施

風水害に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、大分県が定める防災工事等推進計画に基づき整備を推進し、風水害時の被害の拡大防止に努める。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ため池ハザードマップの活用や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

(3) 防災水利整備事業の実施

災害発生時等の緊急時に消防水利又は生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域等の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査

町は県及び防災関係機関と連携し、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、地すべり、噴火災害その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

町及び県が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、県が指定、公表する砂防指定地のうち、町内に存在するもの。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、県が指定、公表する急傾斜地崩壊危険区域のうち、町内に存在するもの。

(3) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域であり、県が指定、公表する地すべり防止区域のうち、町内に存在するもの。

(4) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定区域であり、県が指定、公表する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、町内に存在するもの。

(5) 水防上重点をおくべき区域

国及び県が水防法による水防計画等により指定する水防区域、重要水防区域、重要浸水区域、倒木流出による水防区域。

2 災害危険区域等の対策

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

町は県と連携し、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

(2) 事業の進捗の定期的点検

町は県と連携し、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3) 警戒避難体制の整備等

町が県と連携し災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、町は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策

(1) 河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、関係機関と連携のもと早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え土嚢袋、縄等の備蓄資材を確保しておく。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3) 農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

イ 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

ロ ため池の維持補修

漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことでため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ハ 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(4) 農地保全施設の維持管理

排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(5) 砂防施設等の管理

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、その機能が適切に発揮されるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。

2 火山噴火災害対策

玖珠町に活火山はないが、県内に影響を及ぼす活火山は複数あり、降灰による農作物への被害も予測されるため、町民に対する情報提供体制を確立する。

3 雪害予防管理対策

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。

また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

第4節 都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。

1 都市計画事業の実施

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)の適用を受けていることから、街路、都市公園、汚水処理等の都市施設整備事業・市街地開発事業等を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 宅地造成地の災害予防対策

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、町は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。

3 既成市街地の防災対策

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

(1) 避難路の確保・整備

都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 防災拠点の確保・整備

玖珠町総合運動公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備を図る。また、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する、道路、公園、広場等の都市基盤施設を確保・整備する。

(3) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

4 所有者不明土地法に基づく措置の活用

町は県と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するよう助言するものとする。

2 特殊建物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

イ 敷地等の衛生及び安全性の保持

ロ 構造の安全性の確認

ハ 建築設備、附帯設備の完備

(2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

イ 消防の用に供する設備の設置

ロ 消防用水の確保と安全

ハ 消火活動上必要な設備の設置

ニ その他災害予防上必要な設備の設置

(3) 消防査察による指導

イ 火災発生危険の排除

ロ 火災拡大危険の排除

ハ 自衛消防組織の確立

ニ 消火設備の適正配置とその保全

(4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

イ 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置

ロ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備

ハ 利用者の避難誘導體制の確立

ニ 定員の管理の厳守

ホ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知

ヘ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備

- ト 従業者等に対する防災教育及び訓練
- チ 消防機関との連絡

3 文化財の災害予防対策

(1) 文化財防災施設の設置促進

イ 建造物、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

- (イ) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
- (ロ) 火災報知機の完備
- (ハ) 消火器の完備
- (ニ) 防火用水そうの整備
- (ホ) 避雷針の完備
- (ヘ) 電气的安全度の検査の実施

ロ 彫刻、工芸品及び石造美術

- (イ) 収蔵庫の建設
- (ロ) 岩盤補強、履屋建設

(2) その他の有形文化財、有形民俗文化財

イ 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。

ロ それぞれの文化財単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

(3) 歴史資料等の防災対策の推進

玖珠町に現存する歴史資料等については、防災意識の周知徹底を図る。

第6節 農産物、林産物の災害予防

農産物、林産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策

(1) 農産物の被害防止対策の推進

農作物は、台風や風水害など気候変動の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、町ホームページ等を活用した情報発信を行うことで災害予防に努める。

災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等関係機関と連携のもと一層推進し普及する。

イ 気象情報や衛星データ(ひまわり)を活用した災害予防

ロ 気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良

ハ 施設栽培等による気象災害防止技術の開発

(2) 防災事業等の実施

町は、農地防災事業、農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害、火山噴火災害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については各管理主体が施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3) 防災営農指導体制の確立

町・県は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

2 林産物の災害予防対策

(1) 病害虫等の防除対策

立木は生育期間が長く、その大部分は自然に放置されているので、常に病害虫などの危険にさらされていることから、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。さらに、鳥獣保護及び狩猟に関する法律の趣旨にのっとり、有益鳥獣の保護増殖を主眼とし鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域などの設定や運用を効果的に行い、鳥獣保護に万全を期するものとする。

(2) その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

第7節 防災調査研究の推進

町・県・関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

玖珠町における風水害やその他の災害の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊、地すべり、土石流、その他の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織

第2節 防災訓練

第3節 防災教育

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

第5節 要配慮者の安全確保

第6節 帰宅困難者の安全確保

第7節 地域ごとの避難計画の策定

第8節 町民運動の展開

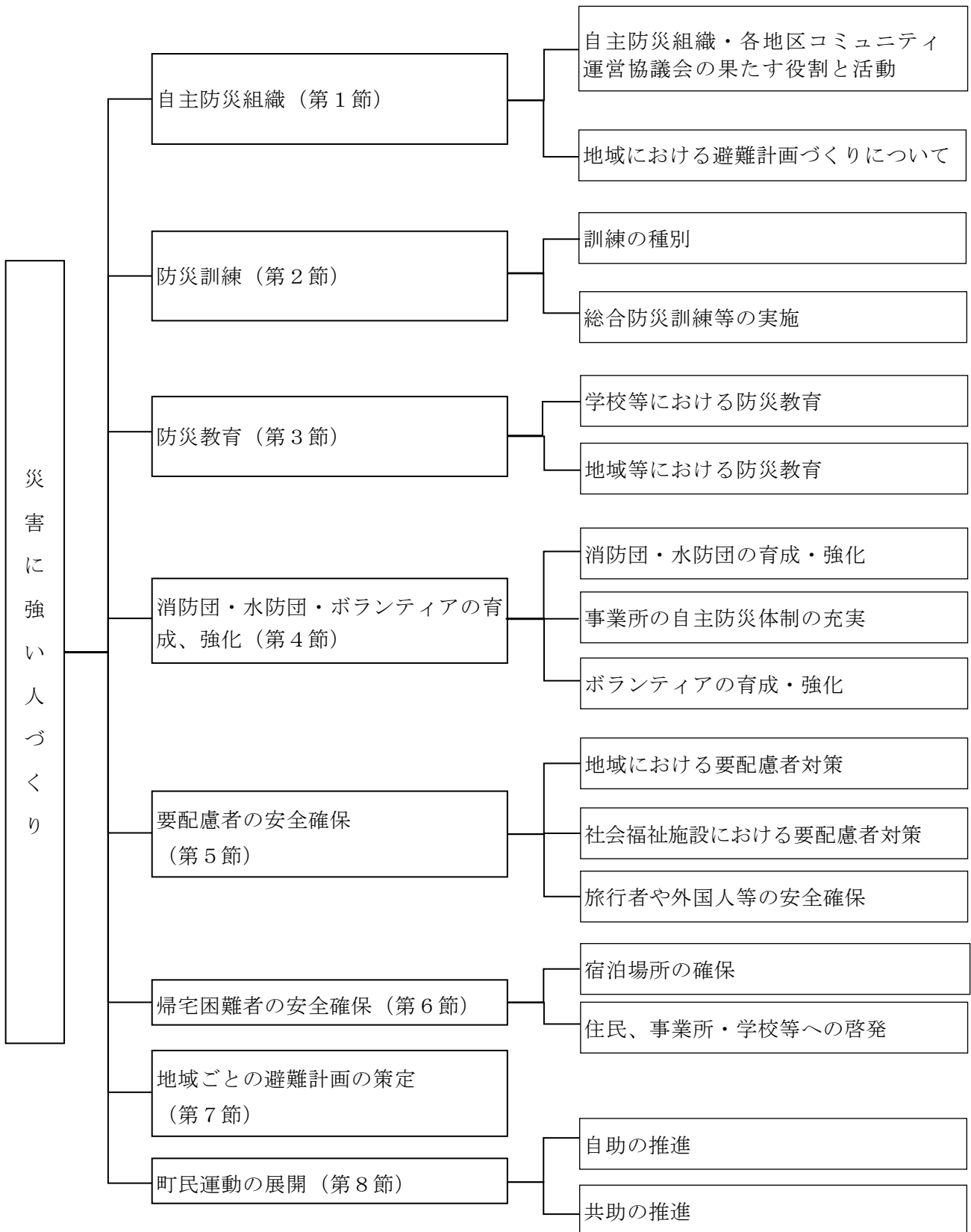
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、町、防災関係機関、各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに町民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、町・消防機関並びに防災関係職員及び町民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、町民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



2 玖珠町の現状と課題

玖珠町における自主防災組織の活動としては、防災訓練は山浦等では実施しているものの、自主防災組織（自治区）が組織の土台をなしている各地区コミュニティ運営協議会の防災活動への積極的な参加や未組織の地域での組織化・活性化が課題である。

3 自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会の果たす役割と活動

（1）行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示（最大時：約5千2百世帯）を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

（2）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は各地区コミュニティ運営協議会と連携しながら、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

そのため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進

し、自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会など防災現場における女性参画の拡大に努める。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取り組みを促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会は町の防災部署や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、各地区コミュニティ運営協議会、消防団、民生委員児童委員、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会・消防団と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者の避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 町の推進方針

自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会の充実活性化の支援として次の取組を県と一体となり推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の継続実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 町、自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会と連携した防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会が活動ノウハウを修得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動用具購入への支援
- ・防災訓練への参加促進

5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細かな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要がある。住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、行政や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

6 緊急避難場所及び避難所

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することとする。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

7 地区防災計画

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として玖珠町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、玖珠町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、玖珠町防災会議において、必要があると認めるときは、玖珠町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

町・県及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会、消防団、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には町民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実動訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実動訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

2 総合防災訓練の実施

町は、国、関係市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

3 図上訓練の実施

町又は県はおおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実際の防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

(1) 実施場所

町内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

(2) 実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(3) 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

(4) 実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

(5) その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

4 単独訓練の実施

町、県及びその他の防災機関はおおむね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、単独訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに、実動、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

(2) 実施項目

- イ 災害対策関係職員の非常招集
- ロ 災害対策本部等の設置
- ハ 災害情報の収集伝達
- ニ 非常無線通信措置
- ホ 職員の災害現場への緊急出動
- ヘ 緊急避難措置
- ト 水防活動
- チ 消防活動
- リ 捜索救出活動
- ヌ 医療救護活動
- ル 救助活動
- ヲ 応急復旧活動
- ワ 庁舎等防護活動
- カ その他

(3) その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて町土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や対応マニュアルの整備、町の防災担当部署等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ 玖珠町における災害の歴史

ロ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に

実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般住民に対する防災教育

町防災担当部署は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、町民に対する防災教育を実施するとともに、防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、町民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 災害に関する知識

ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

ホ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ヘ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ト 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、

地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会に対する防災教育

町は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

町は、県や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

町や防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

イ 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

ロ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ハ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食身体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（職員等）に対する防災教育

町職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

イ 災害に関する知識

ロ 災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ハ 職員等が果たすべき役割

ニ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ホ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

町は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、町民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

消防団、水防協力団体、自主防災組織(事業所)等の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。

ロ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を検討する。

2 水防協力団体の育成・強化

町は県と連携し水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 事業所の自主防災体制の充実

(1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ 防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ハ 防災要員の配備

ニ 情報収集能力の強化(連絡体制の確立)

(2) 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、地域貢献等)を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を促す。

4 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、町・県など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、町及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び玖珠町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、町社会福祉協議会職員や町職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 要配慮者と避難行動要支援者の範囲

(1) 要配慮者の範囲

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児
など

(2) 避難行動要支援者の範囲

① 要介護3、4、5の方

② 身体障がい者手帳1級、2級の方（内部疾患のみの方を除く）

※内部疾患：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい

③ 療育手帳A1、A2の方

④ 精神障がい者保健福祉手帳療育手帳1級の方

⑤ ①～④に相当する難病がある方

⑥ その他、町長、民生委員・児童委員等が支援の必要性を認めた者

なお、上記①～⑥に該当していても、施設等の入所者は対象外とする。

2 地域における要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

イ 町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

ロ 町は、玖珠町地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部署の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するも

のとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ハ 町は、玖珠町地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部署の連携の下、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ニ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- ホ 町は、避難支援等に関わる関係者として玖珠町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び避難支援等関係者の同意を得た上で、必要に応じて避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ヘ 町は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- ト 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（2）避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の確認を行う。

また、町は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

（3）福祉避難所の指定（協定）

町は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定（協定）を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、市町村をまたぐ広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県や他市町村との共有を図る。

町は県と連携し、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

町は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

町は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

(4) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、町は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

3 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

イ 町は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ 町は、自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、町、自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

イ 町は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

4 要配慮者対策における民生部署の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部署等の職員の応援を要請すること。
- (3) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

5 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。町は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

6 旅行者等の安全確保

(1) 基本方針

土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 町は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 町及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

7 外国人の安全確保

(1) 基本方針

町は、国際化の進展に伴い、町内に居住、又は来町する外国人が多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

町及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 町は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 町、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等

の支援体制を整備する。

ハ 町は、地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

ニ 県、町は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

町は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 住民、事業所・学校等への啓発

(1) 住民への啓発

町は、住民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

町は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、町は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 地域ごとの避難計画の策定

住民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、町の協力を得ながら、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定に当たっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

第8節 町民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は町民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 町民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 町民は、自らが生活する地域において、町、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 町民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 町民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、町、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策の ための事前措置

- 第1節 初動体制の強化
- 第2節 活動体制の確立
- 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- 第4節 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、町等において推進する。

以下において、町における事前措置について示すが、町及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

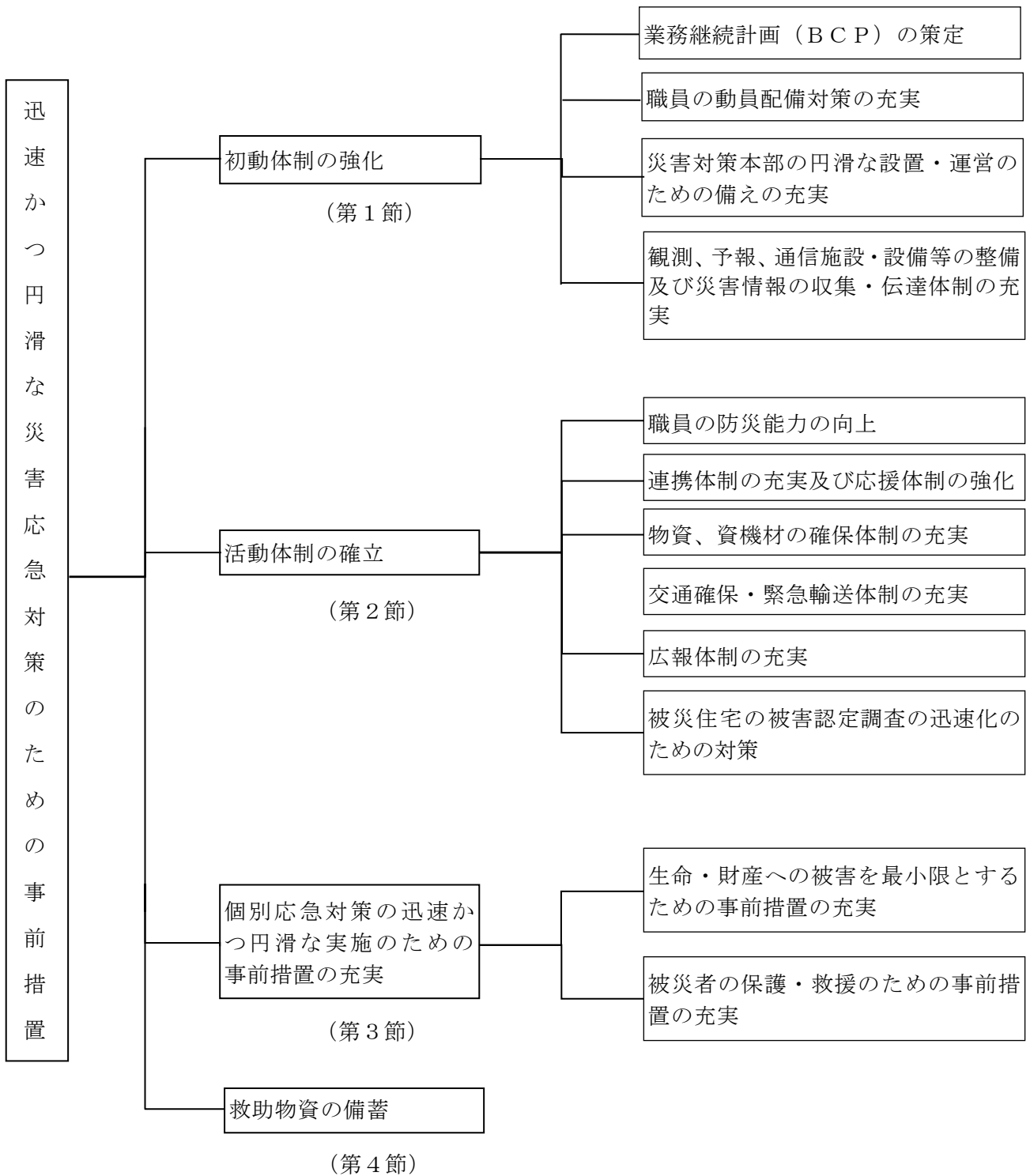
1 町

- (1) 玖珠町防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制(災害警戒本部等)や初動段階の職員参集基準等について、町の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の活動体制の確立に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。

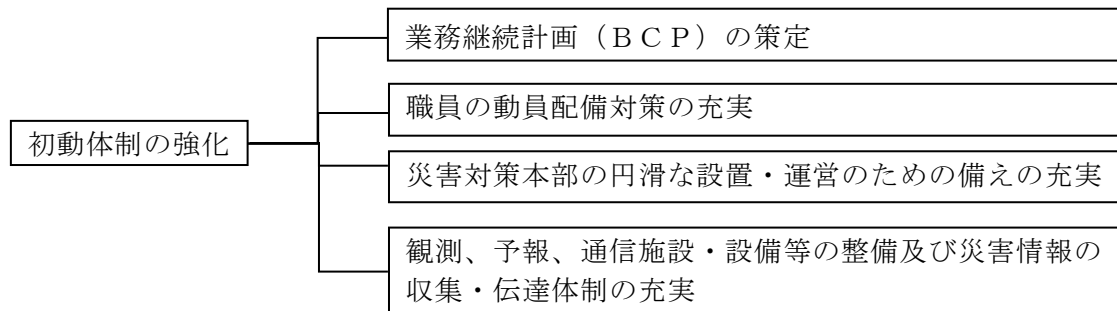


第1節 初動体制の強化

町は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や応急対策活動の実施状況等)を素早く把握し、町としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

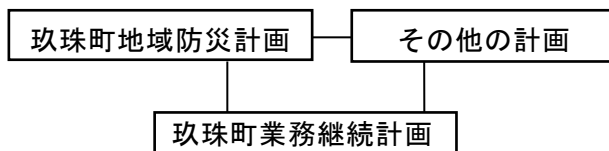


(1) 業務継続計画（BCP(Business Continuity Plan)の略）の策定

町は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

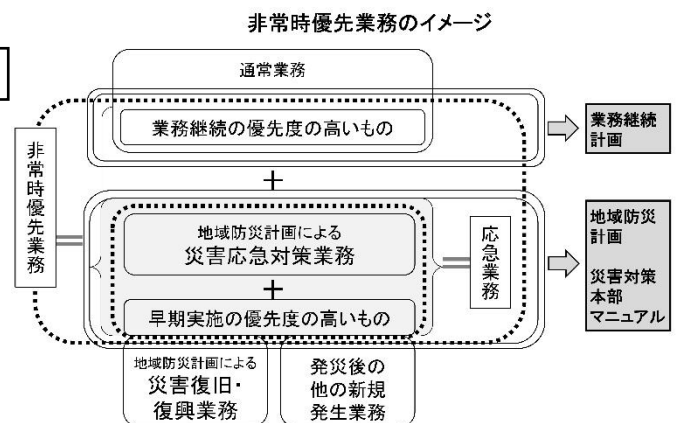
この業務継続計画は、災害時における必要最低限の玖珠町役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するためには、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



(2) 受援計画の策定等

町は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署におけ

る受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やWEB会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員(要員)をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などの私用携帯電話等を活用し、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

ロ 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

ハ 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、迅速な初動体制が確保できる。

ニ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね3日間)に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル(NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など)の利用
- ・携帯メールによる連絡(通話よりも着信確率が高いとされる)
- ・「三角連絡法」(被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法)の実施

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報(被害情報や応急対策活動の実施状況等)を素早く把握し、住民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

イ 雨量・水位等の観測網の整備充実

雨量、流量、水位等の観測機器については、気象台、国土交通省、警察機関、その他観測施

設を有する機関及び団体との間で相互に密接な連携をとり積極的に観測資料等の提供を行う。

ロ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ハ 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・ 防災行政無線（移動系）及び衛星系移動通信機器の充実
- ・ 玖珠町ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・ 災害対応支援システムによる避難指示情報等の自動配信体制を確立する。
- ・ Lアラートによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・ 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・ 玖珠町アプリ「りんくす」、おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・ フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。
- ・ 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ・ アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について協力体制を検討する。
- ・ 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

（※）Lアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo 等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

ニ IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

ホ 災害に関する情報伝達体制の整備

（イ）防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

玖珠町及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、災害に関する情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が災害の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

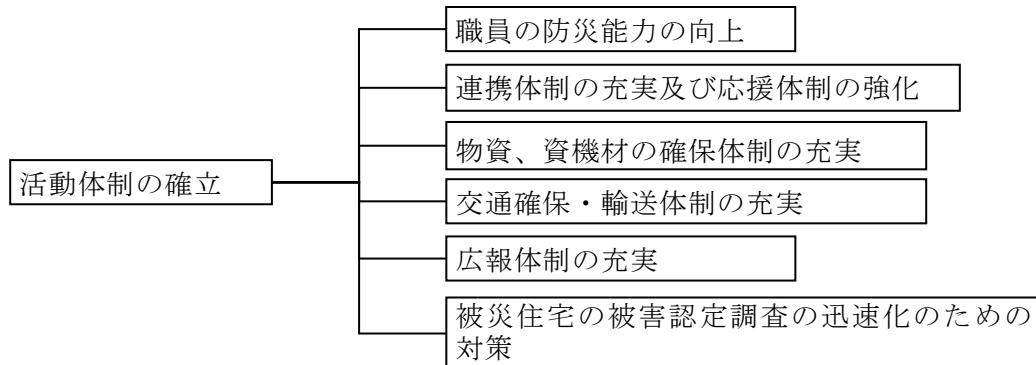
（ロ）居住者等への情報伝達

町は県と連携し、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、玖珠町防災アプリ「りんくす」、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 職員の防災能力の向上

一般に、町職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部署に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、アンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 職員の育成

職員は町の防災業務の要の職であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

イ 国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を派遣する。

ロ 被災した市町村への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ハ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、災害時の活動の参考とする。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とし、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、土木・建築職などの技術職員が不足した場合、県からの中長期的な技術職員の派遣要請を調整し、技術職員の確保に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、以下の対策を講じることとする。

(1) 連携体制の充実

町と県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、以下の対策を講じていく。

- イ 珍珠町災害対策本部と県地区災害対策本部との連携
- ロ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ハ 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- ニ その他

(2) 町内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ 町関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- ロ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。
- ハ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

- ロ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人珍珠町社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。併せて、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

(5) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、町内への玄関口である2箇所道の駅を中心に活動拠点を展開し、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（珍珠町ホームページ・災害対応支援システム・SNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、

のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、町は自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ロ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ハ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- ニ 公立施設における救出救助用資機材の整備促進
- ホ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、ある程度は主幹課において備蓄し、県等の支援を受けながら、不足分については緊急調達を迅速に実施できるよう、業者との協定を締結する。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品等の生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品(以下「生活用品」という。)の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発
- ロ 町における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ハ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進
- ニ 公的備蓄ネットワーク(どこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制)の構築

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、備蓄場を設け、備蓄に努めるよう指導する。

また、国土交通省及び県とともに、毎年おおむね5月末日を目標にその管理する水防倉庫における備蓄資機材の品名数量等を点検し、上記の資機材備蓄基準に従って不足分の追加補充等その整備拡充を図る

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 道路啓開の実施

大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。

(2) 輸送拠点の選定

町において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(3) 緊急通行車輛の事前届出

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには、緊急通行車輛の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。玖珠町の公用車についても事前に届け出をし、緊急時に迅速な対応ができるよう整備しておく。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

玖珠町が孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、場外離着陸場(臨時ヘリポート)を資料編に定める。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、町からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に町からの情報が報道機関を通じて的確に町民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、玖珠町アプリ「りんくす」、おおいた防災アプリ、玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

イ 玖珠町ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

ロ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ハ 玖珠町アプリ「りんくす」、おおいた防災アプリの利用を促進する。

ニ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)を活用する。

ホ フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

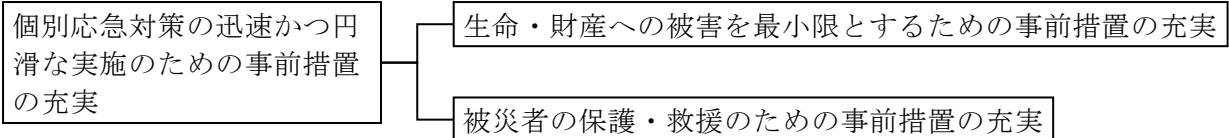
6 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められるため、県が定期的で開催する住家被害調査に係る実践的な研修会等へ積極的に参加し、職員の被害調査技術の向上に努める。また、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」や市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

町は県と連携し、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（玖珠町ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、町、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町としては以下の対策を推進していくこととする。

イ 町立社会福祉施設、町立学校、その他公立施設の避難体制の再点検

ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等のハザードマップ作成

ニ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、当該施設の防災体制の充実を図るよう、働きかけるものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、玖珠町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について玖珠町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努

めるものとする。

- ロ 浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の名称及び所在地は資料編に定める。
- ハ 町は、浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設の所有者又は、管理者に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電話、FAX、防災情報提供メール、防災無線等により、洪水予報等の伝達を行う。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- イ 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練に含む。)
- ロ 県による自主防災組織用の救出救助用資機材(避難所情報サインを含む。)の補助制度の活用

(5) 救急医療対策の充実

イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

(イ) 病院の耐震化

(ロ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

(ハ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。

(ニ) 災害派遣医療チーム(大分DMAT)の出動体制の確保・充実

(ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(ヘ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

(ト) 医療救護班(日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。)及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施(総合防災訓練に含む。)

(チ) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

(ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

- ロ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の充実に努めるものとする。

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、対策を推進していくこととする。

イ 防火水槽、消防車両の充実を図る。

ロ 民間消防施設の整備

民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。

ハ 消防団員の確保

年々減少する消防団員の確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。

ニ 自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会が行う初期消火用資機材の整備を図る。

ホ 宅地の危険度判定体制の整備

豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織・各地区コミュニティ運営協議会での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

イ 無線設備の整備

ロ 教職員の役割の事前規定

ハ 調理場の調理機能の強化

ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

ホ シャワー室、和室の整備

ヘ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

チ トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と連携を進める。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と連携を進める。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(5) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(6) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

ロ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(8) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

第4節 救助物資の備蓄

支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

町は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

※備蓄物資の配備状況は資料編を参照

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策資金の確保

第1節 災害対策資金の確保

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図る必要があることから、町は、災害対策基金等の設置を検討する。

また、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、地震保険制度等の住民への周知に努める。

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 町民に期待する行動

第3節 災害応急対策の体系

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による町民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、これらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

3 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の町民生活安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（玖珠町ホームページ、玖珠町アプリ「りんくす」、フェイスブック等のソーシャルメディア）等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 町民に期待する行動

災害から町民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、町民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。町、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるため、住民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防署、警察署(駐在所)等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める(むやみに役場、消防署、警察署(駐在所)等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。)

2 地域(隣近所、町内会・自治会、自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会)

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、町職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方(鍵の管理)や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材(のこぎり、かけや等)を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、役場、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域(隣近所、町内会・自治会)の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

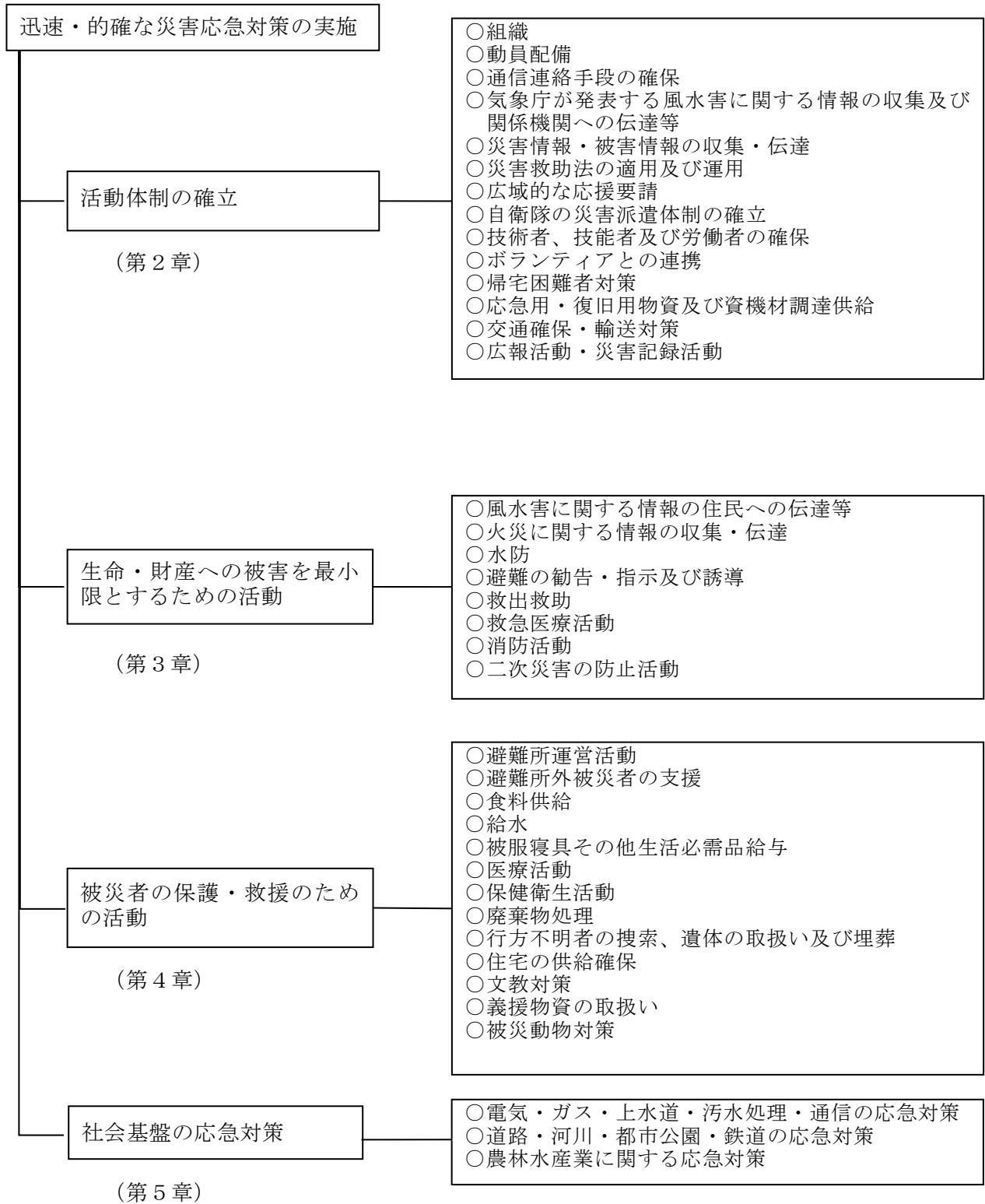
発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、 「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

- 第1節 組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び
関係機関への伝達等
- 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第6節 災害救助法の適用及び運用
- 第7節 広域的な応援要請
- 第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立
- 第9節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第10節 ボランティアとの連携
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
- 第13節 交通確保・輸送対策
- 第14節 広報活動・災害記録活動

第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

2 災害発生時における町の組織体制

町長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表したとき
- b. 福岡管区気象台が九重山、由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火山口周辺警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

玖珠町役場 基地・防災対策課

(ハ) 組織・職制

室長	基地・防災対策課長
室員	災害対策連絡室の要員と指名された職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 町の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各所属長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、

特に災害応急対策を実施する必要があるとき

d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

玖珠町役場 基地・防災対策課

(ハ) 組織・職制

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	災害警戒本部の本部員と指名された職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 町の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき
- b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき
- d. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- e. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- f. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

玖珠町役場 基地・防災対策課

ただし、町庁舎が被災し使用できない場合は、被害を受けていない町有建物（くすまちメルサンホール等）に移転するものとする。

(ハ) 組織・職制

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
対策部長	各所属長

- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため事務局を設置する。

事務局長	基地・防災対策課長
事務局員	関係職員から指名された者

(二) 対策部

各対策部長を長として、各対策部の要員によって構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う

【対策本部所掌事務】

部名	構 成 員	分 掌 事 務
総務対策部	総務課 契約検査課 基地・防災対策課 税務課 会計課 議会事務局 監査委員事務局 みらい創生課	1. 業務の総括、各課間の調整、企画立案に関すること 2. 災害対策本部に関すること 3. 避難実施要領の策定に関すること 4. 物資及び資材の備蓄等に関すること 5. 指定避難所に関すること 6. 警報の通知及び緊急通報の発令に関すること 7. 消防団との連絡調整に関すること 8. 職員の派遣・支援に関すること 9. 国・県・他市町村・消防・警察・自衛隊との連絡調整に関すること 10. 被災情報の収集・伝達等に関すること 11. 住民への情報発信に関すること 12. 現地対策本部・現地調整所に関すること 13. 特殊標章等の交付に関すること 14. 庁舎の防護に関すること 15. 公用車の管理に関すること 16. 災害対策予算に関すること 17. 義援金及び見舞金の受付、保管及び出納、配分に関すること 18. 地区の災害状況・情報の報告 19. 職員の安否に関すること 20. 町議会に関すること 21. 災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること 22. 被災家屋等の調査・証明に関すること 23. 安否情報の収集体制の整備に関すること 24. 災害救助法各課調整に関すること 25. 税金・保険料の減免・猶予制度に関すること 26. 被災者の救出(玖珠町で実施するもののみ※自衛隊は対象外) 27. 死体の捜索・処理・埋葬に関すること

<p>土木 対策部</p>	<p>建設水道課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.町道、準用河川及び土木関係施設等の応急復旧に関する事 2.町営住宅の復旧に関する事 3.応急仮設住宅(建設型・賃貸型)の供与 4.飲料水の確保・供給に関する事 5.災害協定団体との連絡調整 6.法定外公共物(里道・水路)の被害に関する事 7.被災住居周辺の障害物の撤去に関する事 8.被災建築物応急危険度判定に関する事
<p>農林 対策部</p>	<p>農林課 農業委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.農産物・林産物・畜産物に対する応急復旧に関する事 2.応急食料の確保及び配給に関する事 3.農用施設・農耕地・林業に関する事 4.家畜防疫・へい獣処理等に関する事 5.被害農林畜産業者に対する融資に関する事 6.農道に関する事
<p>救急 対策部</p>	<p>みらい創生課 商工観光政策課 福祉保険課 子育て健康支援課 住民課 人権確立・部落差別 解消推進課 基地・防災対策課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.医療、助産に関する事 2.防疫、公衆衛生に関する事 3.義援物資及び見舞物資の受付、保管及び輸送に関する事 4.社会福祉施設の措置に関する事 5.応急食糧の確保及び炊き出しその他による配給に関する事 6.福祉避難所に関する事 7.高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の支援に関する事 8.救援に必要な物資・資材の輸送に関する事 9.医薬品等の供給体制の整備に関する事 10.園児の保護に関する事 11.園児の応急の保育に関する事 12.園舎及び設備の応急の復旧に関する事 13.自治組織・自主防災組織の連絡調整・支援に関する事 14.外国人の保護に関する事 15.救済用物資等の確保・供給に関する事 16.観光業・観光客の保護に関する事 17.被害商工中小業者に対する融資に関する事 18.廃棄物(生活ごみ・災害ごみ)の処理に関する事 19.災害ボランティアに関する事 20.住宅の応急処理

		21.被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 22.被災宅地危険度判定に関する事
文教対策部	教育政策課 給食センター 社会教育課 わらべの館 久留島武彦記念館 童話の里づくり推進室	1.公立学校等の園児・児童及び生徒の保護に関する事 2.公立学校等の園児・児童及び生徒の応急の教育に関する事 3.公立学校等の施設設備の応急復旧に関する事 4.教育委員会の所属事項に係る災害予防、応急対策に関する事。 5.社会教育施設・文化財施設の応急措置に関する事 6.文化財の保護に関する事 7.公立学校等の災害時給食等に関する事 8.学用品の給与

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、大分県（防災対策企画課）、陸上自衛隊玖珠駐屯地、玖珠警察署、玖珠土木事務所、玖珠消防署、その他必要と認められる機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

本部長は、おおむね次の場合に本部を廃止する。廃止した場合、その旨を（二）に準じて関係機関に通知する。

- a. 当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき
- b. 発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるとき

(ト) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、対策部長をもって構成し、災害応急対策の基本方針その他重要事項をについて協議する。

本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては次の点に留意する。

- a 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- b 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- c 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- d 相互応援要請に関する事項
- e 報道機関を通じた広報に関する事項
- f 要配慮者の進捗状況に関する事項
- g 効果的な組織再編に関する事項
- h 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
- i 国、県への要望事項に関する事項
- j 関係機関、業界への要望に関する事項
- k 行政区からの要望事項への対応に関する事項

(チ) 事務局

災害に関する情報を一元的に掌握し、町の応急対策を円滑に処理するために、本部会議に事務局を置く。事務局の業務は、概ね次のとおりとする。

- a 本部の庶務に関する事
- b 本部の予算及び経理に関する事
- c 災害日誌の作成に関する事
- d 国会及び県議会議員等の災害視察に関する事
- e 本部の会議に関する事
- f 被害状況集計に関する事

- g 被害調書の作成に関すること
 - h 報告調整に関すること
 - i 被害写真の作成に関すること
 - j 消防、水防活動に関すること
 - k 報道その他広報活動に関すること
 - l 関係機関との情報連絡に関すること
 - m 輸送の手配に関すること
 - n 救助隊に関すること
- ロ 現地災害対策本部
- 本部長は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、現地災害対策本部を災害現場における緊急な応急措置が終了するまでの期間設置する。現地災害対策本部には、本部との連絡のため無線を設置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。
- (イ) 組織
- a. 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員、その他職員を置く。
 - b. 現地災害対策本部長は、副本部長、対策部長の中から、本部長が指名する。
 - c. 現地災害対策本部員等については、現地災害対策本部長が関係対策部の要員の中から指名する。
- (ロ) 事務分掌
- 現地災害対策本部においては、各対策部の分掌事務のうち、本部長が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。
- a. 被害状況の調査、確認に関する事項
 - b. 応急措置に関する事項
 - c. その他災害対策に必要な事項

第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 動員配備体制

町職員の動員配備体制は、配備基準に該当する災害が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む）。

(1) 職員等の動員順序

イ 災害対策連絡室（1次体制）

- (イ) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。
- (ロ) 災害対策連絡室及び現地災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（個人用携帯電話）により要員を確保する。
 - ② 設置基準の c 及び d は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ロ 災害警戒本部（2次体制）

- (イ) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。
- (ロ) 災害警戒本部の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（個人用携帯電話）により要員を確保する。
 - ② 設置基準の c 及び d は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ハ 災害対策本部（3次体制）

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、災害予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

(イ) 第1次配備体制

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。
- ② 第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね5割程度の職員；各部署で定める）及び現地災害対策本部第1次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は次の方法による
 - a. 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（個人用携帯電話により要員を確保する。
 - b. 設置基準の c 及び d は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

(ロ) 第2次配備体制

- ① 第1次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する。

- ② 第2次配備は、職員全員（別に定める、非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）を動員する。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

（2）動員配備方針

町職員は、配備基準に該当する災害等が発生した場合、動員・配備の指令により、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む）。

イ 災害対策連絡室（1次体制）の場合

- （イ）災害対策連絡室の要員として指名された職員
災害対策連絡室設置場所に参集する。
- （ロ）現地災害対策連絡室の要員として指名された職員
現地災害対策連絡室設置場所に参集する。
- （ハ）その他の職員
 - ① 各部の要員は各所属に参集する。
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ロ 災害警戒本部（2次体制）の場合

- （イ）災害警戒本部の要員として指名された職員
災害警戒本部設置場所に参集する。
- （ロ）その他の職員
 - ① 各部の要員は、各所属に参集する。
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ハ 災害対策本部（3次体制）の場合

（イ）第1次配備体制の場合

- ① 災害対策本部第1次配備体制の人員
 - a. 災害対策本部の要員は、災害対策本部設置場所に参集する。
 - b. 各部の要員は、各所属に参集する。
- ② 現地災害対策本部第1次配備体制の人員
 - a. 現地災害対策本部の要員は、現地災害対策本部設置場所に参集する。
 - b. その他の職員は、各所属に参集する。
- ③ その他の職員
動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

（ロ）第2次配備の場合

- ① 災害対策本部第2次体制の人員
 - a. 災害対策本部事務局の要員は、災害対策本部事務局設置場所に参集する。
 - b. その他の全職員は、各所属に参集する。
- ② 現地災害対策本部第2次体制の人員
 - a. 現地災害対策本部の要員は、現地災害対策本部設置場所に参集する。
 - b. その他の全職員は、各所属に参集する。

（3）時間外の参集に当たっての留意事項

災害の状況により所属に参集できない場合は、活動できる範囲内で被災地における災害応急対策活動を実施する

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず災害速報を書面によって事務局に提出する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

（4）参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、現地災害対策本部についても同様に行うものとする。

イ 本庁機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

ロ 本機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ハ 本庁機能支障なし程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

(5) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（第2部第4章第1節参照）。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について県と連携を図る。

2 町における通信連絡手段の確保

本庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。なお、現地災害対策本部においてもこれに準じた対応をとることとする。

- (1) 電話、庁内放送設備の点検・確認
- (2) 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整
- (3) 報道機関との連携体制の確立
- (4) 大分県防災情報通信システムの活用
- (5) 庁内LANの点検・確認・暫定復旧
- (6) 被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

イ 被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

災害対策本部要員が防災行政無線、衛星系移動通信機器等を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び災害対策本部との連絡調整を行う。

ロ 孤立地区における衛星電話の活用

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。その際は、県と連携しヘリコプターやドローン等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

3 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- イ 人命救助に関すること
- ロ 被災地への救援に関すること
- ハ 交通通信の確保に関すること
- ニ 秩序の維持に関すること
- ホ その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

- イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。
その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。
なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(3) 非常通信受領後の措置

- 非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。
- 第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして、受領に遺漏のないようにすることが必要である。
- ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

本節は、以下の情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。なお、水防警報の伝達については、第3章第3節に定める。

- 大分地方気象台が発表する気象業務法に基づく特別警報、警報、注意報、情報（以下「防災気象情報」という。）の収集・伝達
- 指定河川（大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・駅館川水系）洪水予報の収集・伝達

1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達

（1）基本方針

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方気象台から発表される防災気象情報については、第一次的には各防災関係機関において、直接テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

○特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称*を用いる場合がある。

*市町村をまとめた地域：日田玖珠（日田市、玖珠町、九重町）

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加

		されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

各種警報の危険度分布は、メッシュデータで気象庁のHP「キキクル」

https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=4446200&pattern=rain_level
にて公表されています。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

○早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水

帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

○土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

市町村長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

大分県土砂災害警戒情報 第〇号

平成〇年〇月〇日 〇時〇分
大分県 大分地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
大分市 別府市 佐伯市 臼杵市 竹田市 宇佐市 豊後大野市 由布市 玖珠町

【警戒解除地域】
中津市

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地域にお住まいの方は、早めの自主避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



	警戒対象地域
	警戒解除地域

問い合わせ先
097-506-4637（大分県土木建築部砂防課）
097-532-2247（大分地方気象台）

○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

○竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

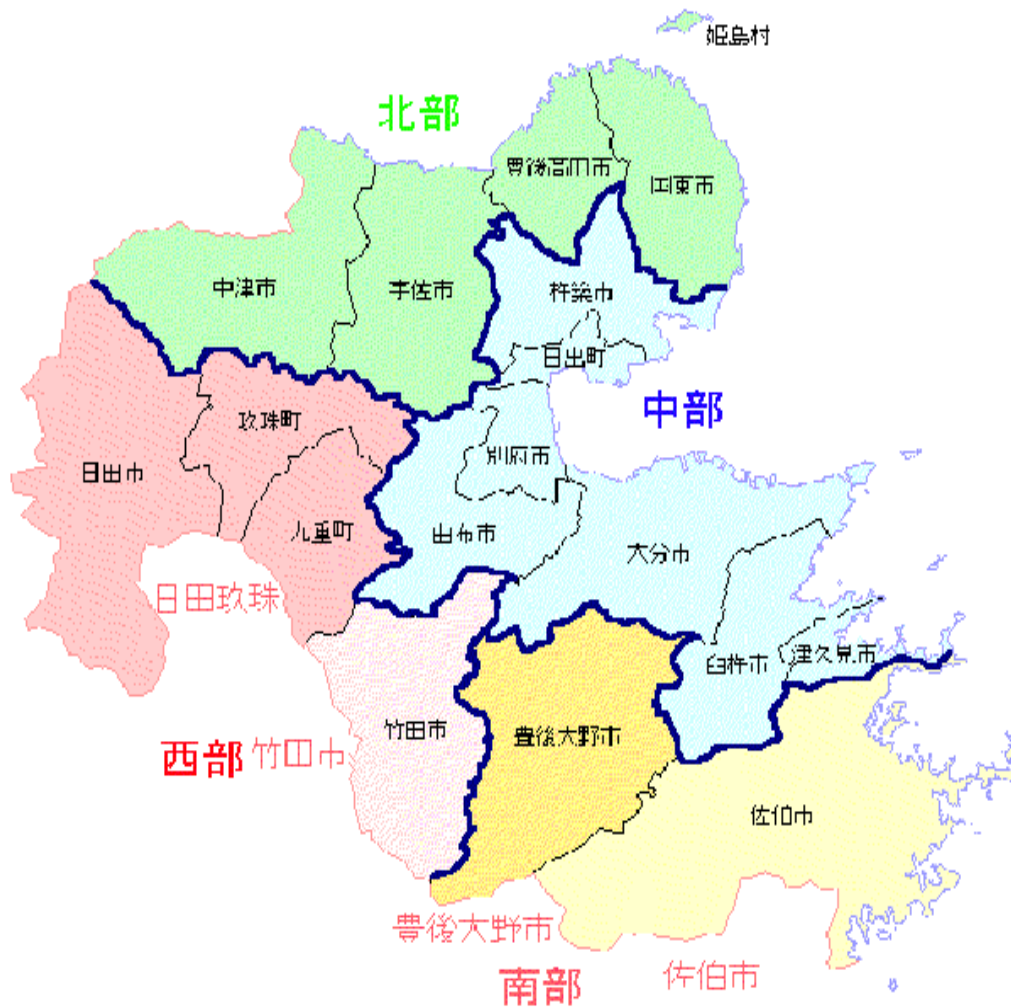
○火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部等に伝達される。

○気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

大分県の予報区域細分図



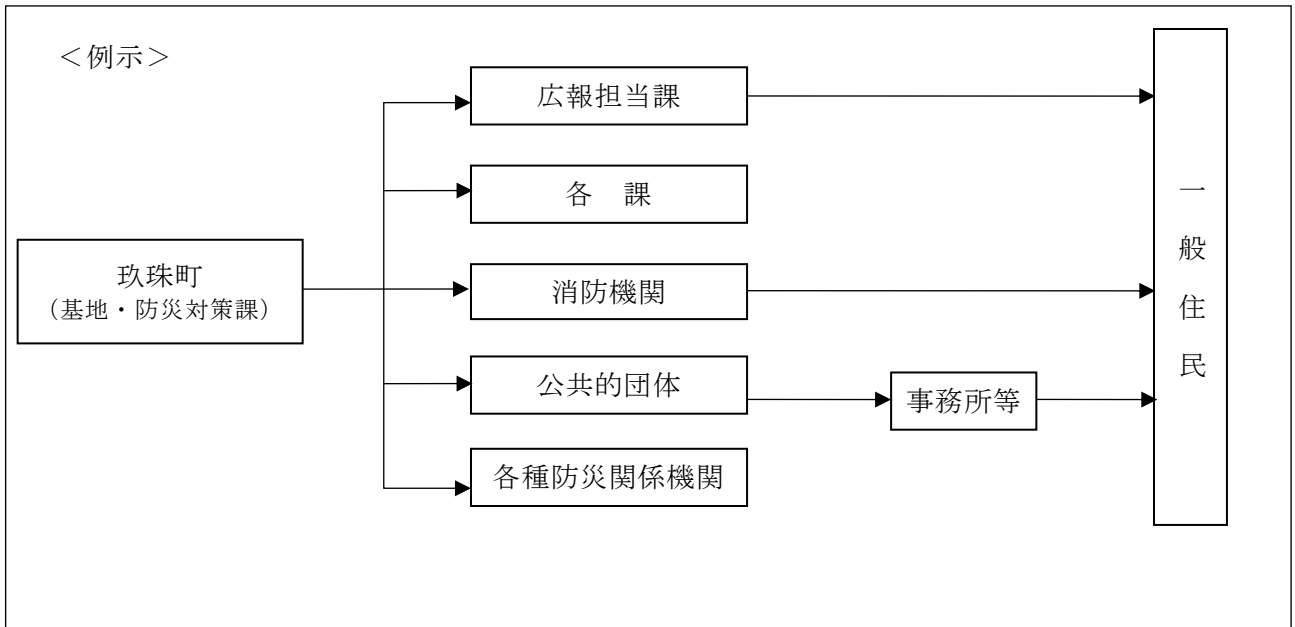
一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
北 部	—	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、姫島村
中 部	—	大分市、別府市、杵築市、由布市、臼杵市、津久見市、日出町
西 部	日田玖珠	日田市、玖珠町、九重町
		竹田市
南 部	—	佐伯市
		豊後大野市

※ 一次細分区域…予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定期的に細分して行う区域

※ 二次細分区域…市町村長等が行う避難指示等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう

(2) 玖珠町の措置

町は、関係機関から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。



(3) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、町、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

1 町の災害情報・被害情報収集・伝達措置

災害対策本部が設置された場合、また災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合、被害規模を早期に把握するため、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報、被害情報を、発災から本部長の指示があるまでの間、事務局が関係防災機関から収集するものとする。これらの情報は、本部長が大分県への災害派遣要請、相互応援要請、自衛隊の派遣要請等の意志決定や町民への呼びかけ、周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握するものである。

(1) 人的被害・住宅被害・火災・がけ崩れ等に関する情報（推定情報を含む）

一刻を争う情報であり、確定した数値、ルートにこだわらずに収集する。また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・情報を入手した時刻

(2) 避難者数、指定緊急避難場所、指定避難所等に関する情報

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であるため、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・情報を入手した時刻

(3) 医療機関の被災状況、稼働状況に関する情報

医療活動対策を行う上で、第一次的な情報であるため、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・情報を入手した時刻

(4) 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

災害対策本部の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報である。また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・情報を入手した時刻

(5) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報

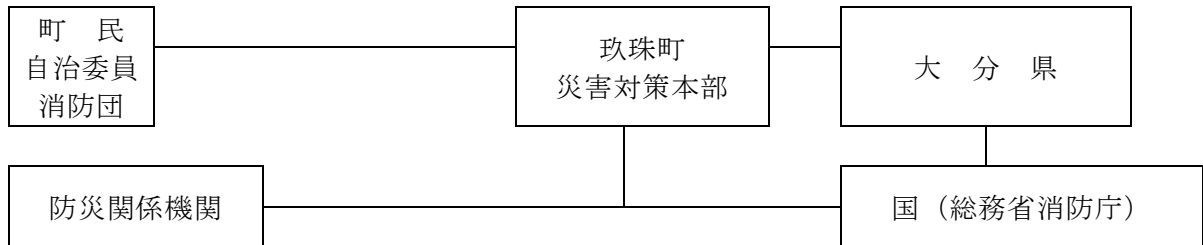
災害対策本部の迅速な被災現場での活動のために不可欠な情報であるため、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・情報を入手した時刻

(6) 無人航空機（ドローン）の活用

必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援システムで共有する。

なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。



2 防災関係機関から収集した災害情報の伝達

町は、防災関係機関から入手した災害情報・被害情報を町民へ提供するため、ホームページやSNSでの情報発信や報道機関等へ情報提供を行う。

第6節 災害救助法の適用及び運用

本町域において一定の規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用、県その他関係機関と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

1 災害救助法適用基準

(1) 被害が町の区域単位で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

イ 住家が滅失した世帯の数が人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上	備考
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	30	40	50	60	80	100	150	

ロ 町の滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上	備考
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30	40	50	75	

ハ 大分県内の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、玖珠町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

ニ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(内閣府令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

(イ) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(ロ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ロ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必

要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、玖珠町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法の運用

(1) 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、町長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、町長において、自ら救助に着手する。

(2) 町長の行う救助

上記により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、町（町長）の責任において実施されるものである。

(3) 費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用……県負担
その他の費用……………町負担

(4) 委任を受けた応急救助費の繰替支払

町長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第7節 広域的な応援要請

災害に際し、県、他市町、指定公共機関、防災関係機関への応援要請はこの節に定めるところにより実施する。

1 県への応援要請

災害時に県に応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

(1) 応援の要求（要請）

- イ 本部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断し、県知事に応援の要請を行う。
- ロ 連絡担当は基地・防災対策課とする。まず電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。
- ハ 緊急を要する場合は、各部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において基地・防災対策課に報告する。

(2) 要請時に明らかにすべき事項

- イ 災害の原因及び被害の状況
- ロ 必要とする応援の内容、理由
- ハ 必要とする応援の人員、資機材、期間、場所
- ニ その他必要な事項

2 他市町への応援要求（要請）

災害時に他の市町に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、県にあっせんを要請するほか、他の市町に応援を要請する。

(1) 応援の要請

- イ 本部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断し、必要に応じて、他市町等への応援要請を行う。
- ロ 相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が本部長に上申し、連絡担当は基地・防災対策課とする。
- ハ 緊急を要する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が直接要請することができる。その場合は、事後において必ず基地・防災対策課に報告する。
- ニ 相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。本部長が要請できないときは、副本部長（副町長又は教育長）が要請する。
- ホ まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(2) 要請時に明らかにすべき事項

- イ 災害の原因及び被害の状況
- ロ 必要とする応援の内容、理由
- ハ 必要とする応援の人員、資機材、期間、場所
- ニ その他必要な事項

3 相互応援協定等

相互応援協力を求める場合の基準は、概ね災害の規模が甚大で、自力による応急措置の実施が困難と認められる場合とする。

協定市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互

に応援を行う。

4 指定公共機関、防災関係機関への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

5 他団体への応援

県、隣接市町、指定公共機関、又は指定地方公共機関が被災した場合、町は自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、すみやかに必要な応援協力に努める。

第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣のための措置

(1) 災害派遣の要請

- イ 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、町長は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- ロ 町長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- ハ 町長は、イ・ロの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の方法

町長等が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

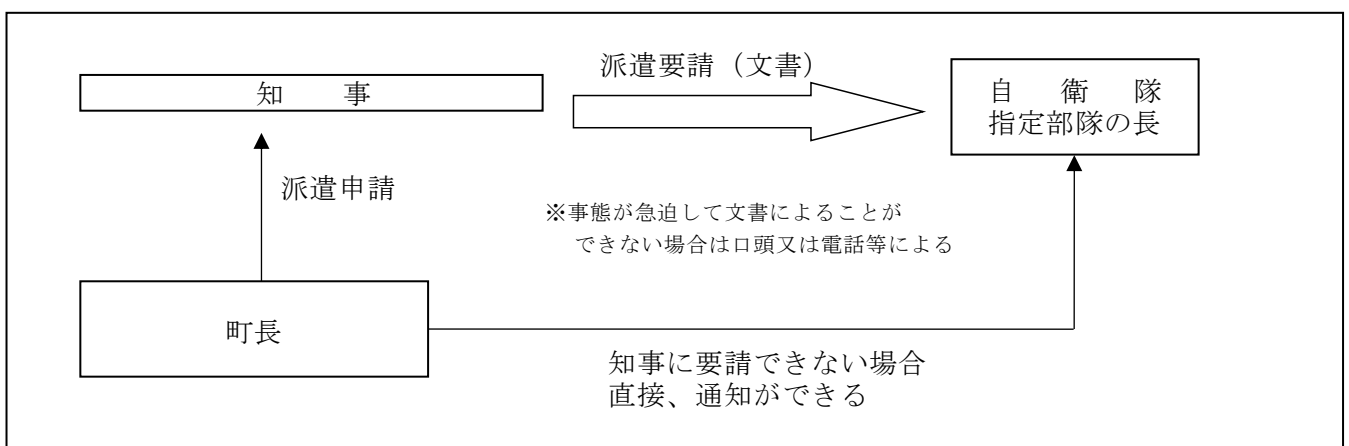
ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

- イ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ロ 派遣を希望する期間
- ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ニ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

自衛隊の災害派遣系統図



3 町における派遣部隊の受入体制

町は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

イ 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

ロ 連絡調整員の指定

町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ハ 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。

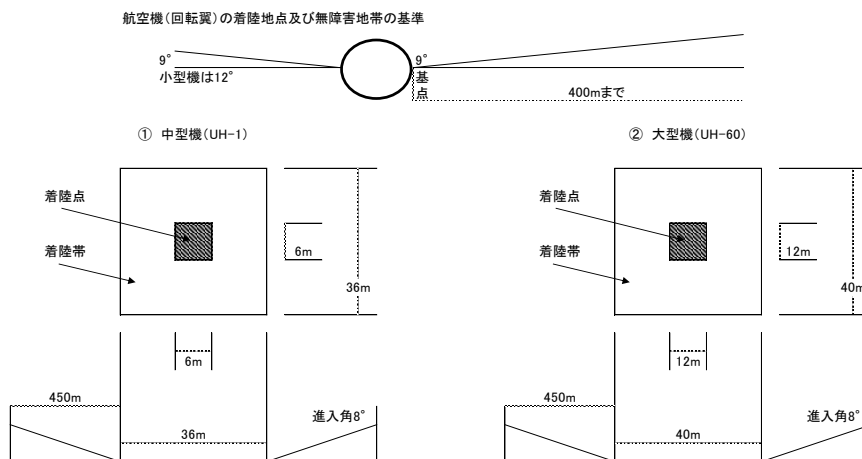
この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

ニ 臨時ヘリポートの設定

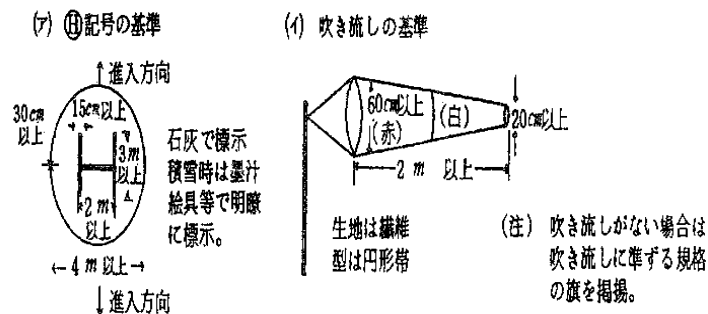
玖珠町により指定されている臨時ヘリポートは資料編に掲載のとおりとなっている。

(臨時ヘリポートの基準)

(イ) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



(ロ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



(ハ) 危険予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

ホ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

イ 被害状況の把握

ロ 避難の援助

ハ 遭難者等の搜索援助

ニ 水防活動

ホ 消防活動の支援

ヘ 道路又は水路の啓開

ト 応急医療、救護及び防疫

チ 人員及び物資の緊急輸送

リ 炊飯、給水及び入浴支援

ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与

ル 危険物の保安及び除去

ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

ロ 他人の土地等の一時使用等

ハ 現場の被災工作物等の除去等

ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること

ホ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容	
交 通 等	ドーザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土	
		中 型	2. 側溝掘削	
		大 型	3. 土砂運搬 4. 地ならし	
		バスケットローダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
		グレーダ		1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
		トラッククレーン (20トン)		1. 重量物の吊り上げ(クレーン) 2. 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)
	ダン プ	2 1/2トン、3 1/2トン	土砂運搬	
		4トン		
		油圧シャベル		側溝掘削
		橋(人員用)		人員の通過
(車 両 用 橋)	鋼製道板橋(MZ)		車両の通過	
	浮のう橋(M4AZ)		〃	
	自走架柱橋		〃	
	自走浮橋		〃	
	ボート		人員、物量の水上輸送	
給水給食	浄水セット		浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要)	
	野外炊事1号		給食	
消 毒 ・ 衛 生	除染車			
	化学加熱器			
	噴 霧 器	背負式		
		車載式		
		動力I型		
		入浴セット		入浴
	洗濯セット		洗濯	

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(急患又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、知事等は自衛隊に対し撤収の要請をするものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。
細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第9節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保）は、この節に定めるところによって行うものとする。

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

町が実施する災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保及び要請は、町長が行う。

イ 各対策部において人員に不足が生じた場合は、事務局を通じて人員の確保を求める。

ロ 町において災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保が困難な場合は、事務局を通じて県に人員の確保を要請する。

2 技術者、技能者及び労働者の確保対策

町長は、技術者、技能者を確保するために特に必要がある場合は、災害対策基本法第65条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

また同法第71条の規定により、県知事から委任を受けた場合についても、従事命令を執行することができる。

〔災害対策基本法第65条〕

（第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

3 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、町長に業務が委任された場合は、町長がこれを行う。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施す

	るため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

○専門ボランティア・NPO活動例

- ・生活支援ニーズの把握
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物など資材の輸送
- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動

ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

第11節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や町、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 住民、事業所等への情報提供

町は県及び防災関係機関と連携し、住民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

町は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

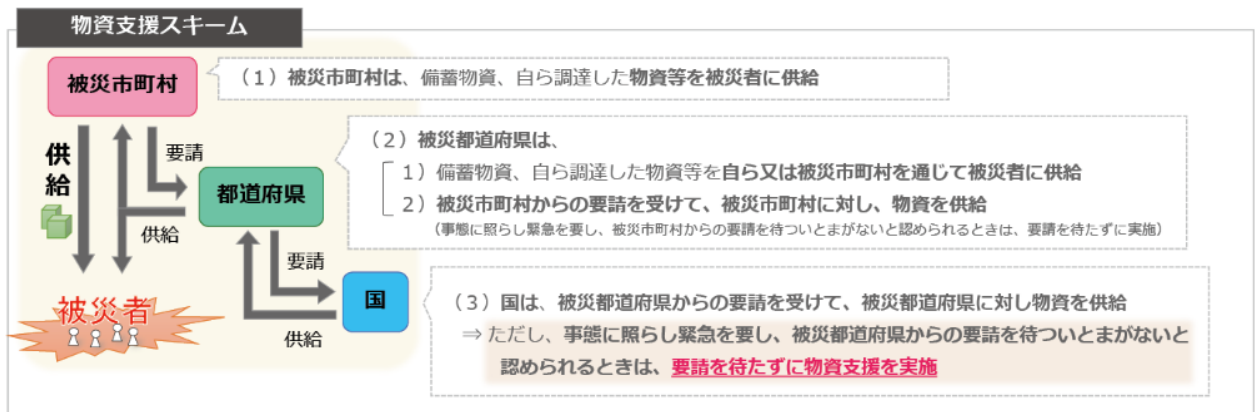
1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、各対策部において調達供給を実施するものとし、各対策部は、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求め、調達供給を実施するものとする。

- イ 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ロ 指定する品目について適正な価格による受給に関する要請
- ハ 指定する品目について数量の確保に関する要請
- ニ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ホ その他必要と認める事項についての要請

2 救助用物資及び資機材の調達が困難な場合の措置

規模な災害の発生等により、救助用物資及び資機材の調達が玖珠町内において困難な場合は、県又は指定地方行政機関に対し、必要な物資及び資機材の調達、斡旋を求め、その調達供給を行う。



参照：内閣府令和3年度広報誌「ぼうさい第101号」

3 物資等の強制調達措置

災害対策基本法第71条第2項の規定により、県知事から従事命令等の委任を受けた場合は、大分県地域防災計画の物資等強制調達措置に基づいて、物資及び資機材の保管又は収用を実施する。

第13節 交通確保・輸送対策

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため玖珠町長は、災害発生直後から、関係機関の協力を求めて、迅速、的確な交通の確保を図るものとする。

また、大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要である。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため町長は、災害発生直後から、関係機関の協力を求めて、迅速、的確な交通の確保を図るものとする。

2 道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

- イ 災害が発生した場合は、すみやかに区域内の緊急輸送路線（国道210号、国道387号）、主要道路、その他の道路の順に被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
 - ロ 国道に被災箇所を発見した場合は、その状況をすみやかに県ならびに警察署に通報するとともに、玖珠土木事務所に通報し、当該道路管理者と連携して代替道路の確保などその応急措置の実施に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関に、その状況を通報するよう努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合も同様とする。
 - ハ 災害が発生、または発生するおそれがある場合、玖珠町内の道路について調査を実施し、被災箇所を発見した場合は、その状況を当該道路管理者及び警察署に通報し、当該道路管理者と連携して、輸送道路の確保を最優先に、障害物の除去、応急復旧を実施するものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関に、その状況を通報するよう努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合も同様とする。
- ニ 車輛運転者の責務の徹底

3 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

（1）第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（2）第二段階

- イ 上記（1）の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- ニ 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

（3）第三段階

- イ 上記（2）の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資

ハ 生活必需品

4 玖珠町と県との役割分担

(1) 玖珠町の役割

- イ 町が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として町が行う。
- ロ 町長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化し、町や輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

5 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、概ね次の例により誘導指示を実施するため、誘導指示を受けた他の防災機関は、原則として、これに協力するものとする。

- イ 町内における輸送経路・場所及び配送・配分については警察署及び玖珠町
- ロ 県内市町村間又は県外からの輸送経路、輸送場所又は転送については、警察本部、警察署及び大分県

6 町の地域内輸送拠点の設置

町は、資料編に定める緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し、連携して行う。また、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

7 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に救済用物資を緊急輸送する場合、関係防災機関は相互に協力するものとし、必要に応じてその車輛人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が緊急輸送を実施する場合は、公安委員会に対し、あらかじめ緊急輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て、当該輸送区間における緊急車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

8 緊急輸送実施体制

町が緊急輸送を実施する場合は、対策部ごとに町有車を主体に確保し、不足分については、総務対策部が民間営業用のものを借り上げ、さらに不足する分は民間自家用のものを借り上げる。

9 災害発生時に運転者がとるべき措置

(1) 走行中の車輛の運転者は、次の要領により行動すること。

- イ できる限り安全な方法により、車輛を道路の左側に停止させること。
- ロ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ハ 車輛をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- ニ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは避難

する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転手は次の措置をとること。

- イ 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に車輛を移動させること。
- ロ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所に車輛を移動させること。
- ハ すみやかな移動が困難なときは、車輛をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車輛の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ニ 通行禁止区域等内において、警察署等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察署の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車輛等を破損することがあること。

10 臨時ヘリポートの確保

被災地域等が孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、平常時から臨時ヘリポートの開設が可能な場所の把握を行っておく。なお、玖珠町により指定されている臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりとなっている。

第14節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、町民生活の安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、玖珠町アプリ「りんくす」、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 広報・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、情報を一元的に処理し、迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。その事務については事務局を主管とする。

イ 報道機関への協力要請

広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。

ロ プレスルームの開設

広報・情報発信班は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。

ハ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

事務局は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確・計画的な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

イ 事務局は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

ロ 事務局は、集約した情報を、(2)に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合等においては、(2)の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

ハ 事務局は、九州電力、JR等、ライフライン関係機関との間で情報連絡体制を確立する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広 報 手 段	広 報 先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、玖珠町アプリ「りんくす」、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙（誌）、ビデオ、文書、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、ビデオ、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（玖珠町ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	中央関係機関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
地震情報等	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	地震情報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

ロ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (イ) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (ロ) 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ハ) その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況
- (ヘ) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (ト) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

広報・情報発信班が行った広報のうち必要と認められるものについては、一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

事務局は、特に必要がある場合は、町内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

事務局は、現場において可能なかぎり災害の情報を集約し、写真又はビデオ等を用いて独自の災害に関する記録の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

(8) 安否情報の対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限 とするための活動

- 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等
- 第2節 火災に関する情報の収集・伝達
- 第3節 水防
- 第4節 避難の指示及び誘導
- 第5節 救出救助
- 第6節 救急医療活動
- 第7節 消防活動
- 第8節 二次災害の防止活動

第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

町内で風水害が発生するおそれのある場合、町民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意喚起を図る。

(2) 町の措置

町は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合(第2章第4節参照)、積極的に大分県防災情報通信システムの活用を図り、その後の気象情報等により町内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、防災情報提供メール(県民安全・安心メールを含む)、移動民間通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページ・SNS)等の多種多様な手段を用いて町民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節7参照)のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

〔伝達の例〕

- ・こちらは、防災玖珠町です。
- ・大雨・洪水警報が発表されました。
- ・河川が氾濫したり、山や崖が崩れたりするおそれがあります。
- ・停電したり、断水したりするおそれがあります。
- ・〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
- ・断水に備えて、飲料水をためてください。
- ・テレビやラジオの情報に注意してください。
- ・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

(2回以上繰り返す。)

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

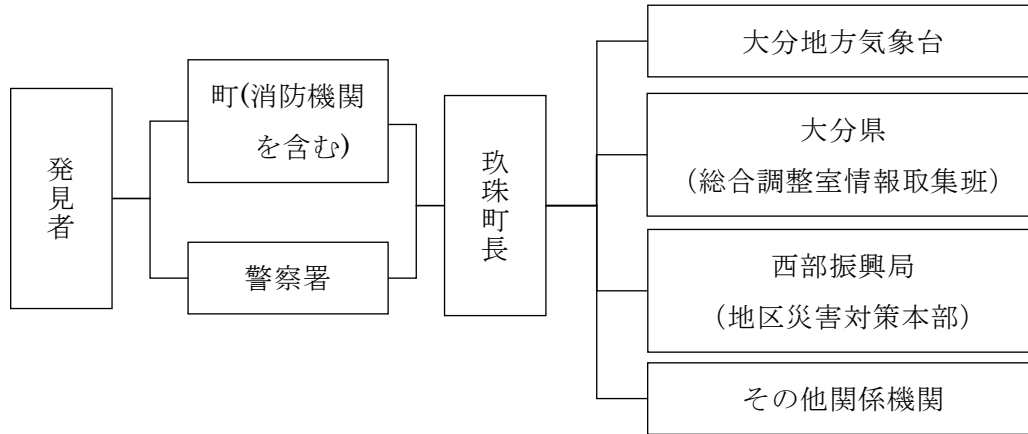
(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町(消防機関を含む)、警察署に通報しなければならない。通報を受けた警察署は、その旨を速やかに町長に報告する(災害対策基本法第54条)。

(2) 町の措置

発見者、警察署等から通報を受けた町長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受

けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



災害対策基本法 第54条

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村又は警察署若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察署又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

第2節 火災に関する情報の収集・伝達

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

- 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

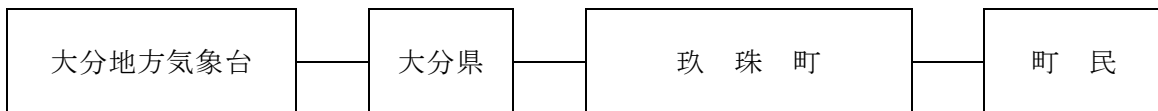
1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、町は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

- 火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。
- 火災警報：消防法に基づいて町長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ロ 警報信号の使用
- ハ 主要地域における吹流しの掲揚
- ニ 防災行政無線による放送
- ホ その他広報車による巡回宣伝

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町は、町民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、町民に注意を喚起することとする。

(2) 玖珠町の措置

町長(町の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは防災玖珠町です。
消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上防災玖珠町でした。

第3節 水防

本節中で標記される「氾濫注意水位」、「避難判断水位」は水防法上で規定される下記の水位である。

- 氾濫注意水位（水防法第12条及び第17条で規定される警戒水位）
- 避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

1 目的

水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)に基づき、洪水、内水による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定をはかることを目的とする。

2 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 水防管理者（玖珠町長）は、洪水予報・水防警報が発せられ、水防上必要があると認められるときは、防災行政無線等を使用して、町民にこれを周知するものとする。また、水防警報発令時の対応は下記のとおりとする。

(3) 水防警報の種類は次のとおりとする。

第一段階 待機

大分地方気象台の雨等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

第二段階 準備

水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

第三段階 出動

氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

第四段階 解除

氾濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第2段階 (準備)	・水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨警告するもの
第3段階 (出動)	・水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階 (解除)	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

3 水位の通報

水防管理者（町長）は、気象状況の通知を受けたとき又はその他出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視して、指定水位を超えたときは、直ちに玖珠土木事務所長に報告しなければならない。

- イ 水防団待機水位に達したとき
- ロ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき
- ハ 最高と思われる水位に達したとき
- ニ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき

4 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

水防管理者（町長）は次に該当する場合直ちに玖珠土木事務所に報告しなければならない。

- イ 消防機関（水防団）等が出動したとき
- ロ 水防作業を開始したとき
- ハ 堤防等に異常を発見したとき、または応急処置をしたとき

5 避難のための立ち退き

県知事から水防法第29条の規定による立退きの指示があった場合、水防管理者（玖珠町長）は関係町民に対して避難を指示することができる。また水防管理者の判断で避難を指示する場合は、玖珠警察署に通知をしなければならない

6 決壊の通知

堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法第18条の規定により、直ちにその旨を玖珠土木事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通知しなければならない

7 水防信号

法第20条の規定による水防信号は次の表に定める区分及び方法に従って発する。

区 分	種 別	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるとき	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 約15秒 約5秒 休 止 ○——
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき	○○—○○○○— ○○○○—○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— ○
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるとき	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休 止 ○—— 約5秒 約10秒 休 止 ○——
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるとき	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○—— 休 止 ○——

備 考 信号は適宜の時間継続すること。
 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

8 公用負担

(1) 法第28条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 前項の場合、水防管理者は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

9 水防活動に従事する者の安全確保

法第7条の2項の規定により水防管理者及び消防機関の長は、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

10 水防解除

水位が指定水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって、水防管理者が水防解除を命じたときは、町民に周知させるとともに、玖珠土木事務所及び西部振興局に通知しなければならない。

11 水防活動の報告

(1) 水防管理者（町長）は水防活動を終結したときは、遅滞なく次の「水防実施報告書」により玖珠土木事務所長に報告しなければならない。

水防実施状況報告書 (管理団体で水防管理所毎に作成する)
 (作成責任者)

管理団体名	指定、非指定の別														
水防実施時の台風又は豪雨名	報告年月日											令和年月日			
水防実施箇所												所 要 経 費	人件費	手当	円
														その他	円
日時	自 月 日 時												物件費	計	円
	至 月 日 時													資材費	円
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計									費用	器具費	円
	人	人	人	人	燃料費	円									
作業の概況及び広報	工法												費用	雑費	円
														計	円
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口						使用資材	合計	円
	m	ha	ha	戸	m	m	人	吠・俵・麻袋	俵						
効果	m	ha	ha	戸	m	m	人						使用資材	蕙	枚
														繩	kg
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人						使用資材	丸太	本
														その他	
他の団体よりの応援の状況、居住者出動状況、警察の援助状況												立退きの状況及びそれを指示した理由、水防功労者の氏名・年齢・所属その功績概要、堤防その他の施設等の異状の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況			
現場指導官公使氏名												水防活動に関する自己批判			

(土木事務所 総括表)
 年 月 日

第4節 避難の指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。（気象庁発表）

ロ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。（気象庁発表）

ハ 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。（市町村発令）

ニ 避難指示（警戒レベル4）

暴風雨、洪水又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

暴風雨、洪水又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。（市町村発令）

ホ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。（市町村発令）

ヘ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の情報伝達

イ 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに

対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節7参照）により、住民に周知する。

ロ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

（3）避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れた者を救出する場合、町において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

リ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

（4）避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

イ 避難場所の開設に当たって、町長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

ロ 今後起こりうる大規模災害を想定した場合、既存の避難所では不足するため、くすまちメルサンホールの大ホールを避難所に対応する施設に改修し、収容能力及び機能強化を図る。

ハ 上記イ、ロにおいても町内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

（5）避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

イ 避難すべき理由（危険の状況）

ロ 避難の経路及び避難先

ハ 避難先の給食及び救助措置

ニ 避難後における財産保護の措置

ホ その他

（6）自主避難体制の整備

町は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあつて自主的に避難するよう心がけるものとする。

(7) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(8) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

(イ) 避難実施責任者

(ロ) 避難の順位

(ハ) 避難誘導責任者及び補助者

(ニ) 避難誘導の要領及び措置

(9) 車両等の乗客の避難措置

イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに玖珠町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 避難措置

(1) 町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。

(2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。

(3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を大分県（防災対策企画課及び西部振興局）に報告しなければならない。

(4) 避難措置を実施したときは、NTT回線、防災行政無線、災害対策本部員の伝達等によって防災関係機関に連絡するものとする。

(5) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官は、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに町長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員、警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならぬ。

5 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第5節 救出救助

山・がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、玖珠町長が消防署、警察署及びその他の関係機関に応援を求めて速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会、事業所及び町民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

2 救出の対象者

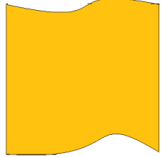
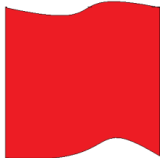
災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

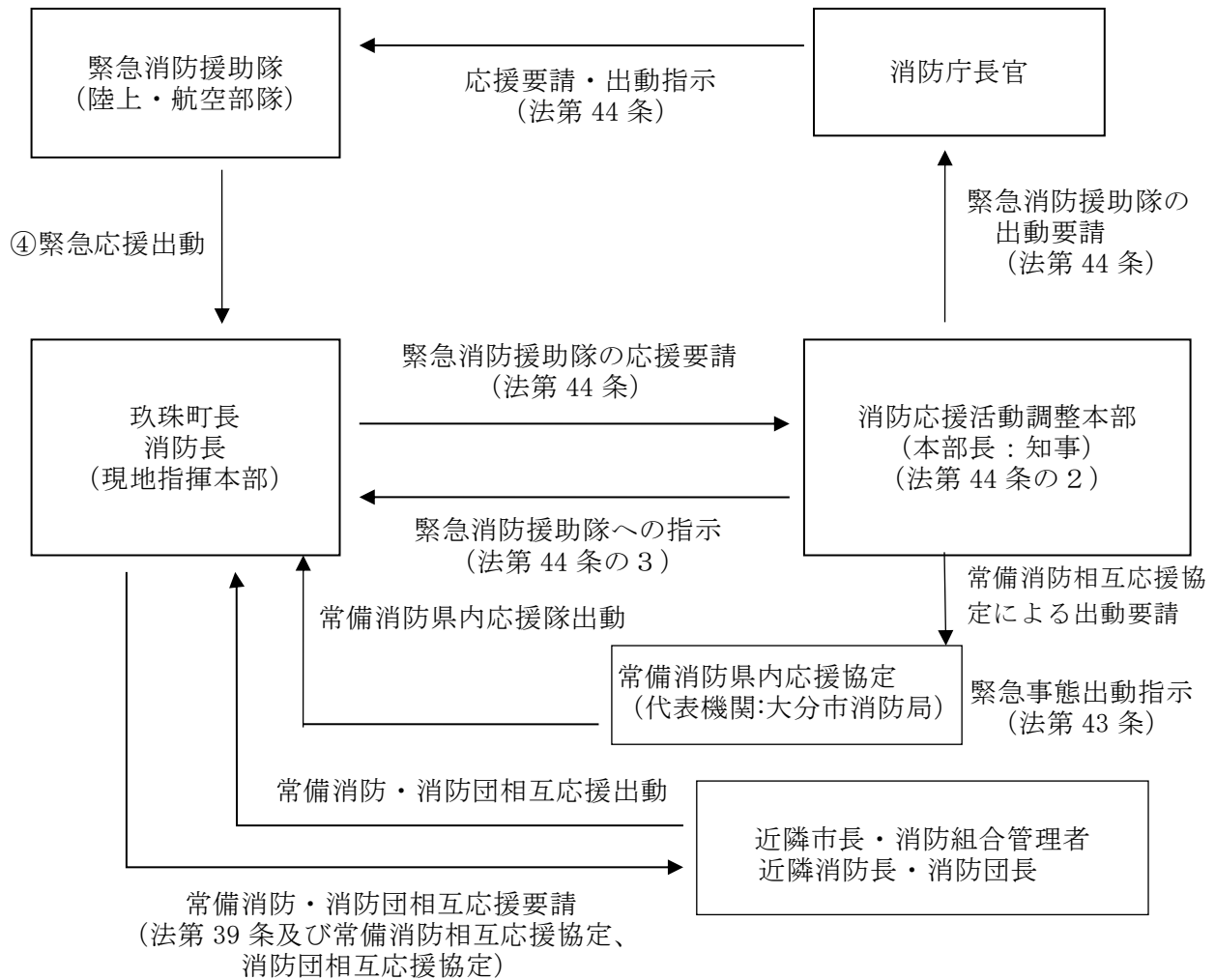
○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

① 黄色 	避難者がいることを示す	② 赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
---	-------------	---	-------------------------------------

4 救出救助

- (1) 災害のため救出救助及び搬送を要する者が生じた場合は、町は消防機関との間で救助班等を編成し、また警察官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 救助班の編成及び人員は、災害の規模によりその都度定めることとするが、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注) 法：消防組織法

5 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の搜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規程に定めるところによるものとする。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づいて町長は、被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

- イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接搜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 町長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 被災者救出用器具燃料受払簿
- ハ 被災者救出状況記録簿
- ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第6節 救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する（本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第6節に定める）。

1 救急医療活動の基本方針

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける）ため、町内の医療機関及び関係防災機関の協力を求めて実施する。ただし、災害救助法の規定による救急医療活動は県知事がこれを実施する。

2 災害救助法が適用されない、同法に準じて行う医療又は助産

(1) 医療の実施基準

イ 医療の実施範囲

(イ) 診察（疾病の状態を判断するもの）

- ・薬剤または治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要な包帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
- ・処置、手術、その他の治療及び施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(ロ) 医療救護の対象者

- ・災害のため医療の途を失った者（罹災の有無を問わない）
- ・応急的な医療を施す必要のある者

(ハ) 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする

(ニ) 医療のため負担する費用の範囲

- ・救護医療班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- ・病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

(2) 医療救護所の設置

イ 休日夜間急患センターの設置については、玖珠郡医師会と協議し設置する。

ロ 臨時救護所については、災害の規模及び負傷者等の状況によりその都度定めるが、概ね災害時避難場所単位で設置するものとする。

ハ 町は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣

イ 県は、町から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に対して大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ロ 県は、町から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬

剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を要請する。

ハ 県は、町から要請があったとき、D P A T統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、D P A T調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

（4）医薬品・医療資器材等の供給

イ 町は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

ロ 県は、町又は医療機関から、医薬品・医療資器材等について調達の要請を受けた場合もしくは県が必要と判断した場合、備蓄している緊急医薬品等医療セットを供給するとともに、大分県薬剤師会に対し、災害用備蓄医薬品の供給を要請する。また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。

（5）被災地内における救急医療活動の調整

イ 町は、大分D M A T、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

ロ 大分県地区災害対策本部保健所班が西部地区保健医療福祉調整本部を町内に設置した際には、町は職員を派遣し、県の保健医療福祉活動チーム等と協力して適切な保健医療福祉活動を実施する。

3 災害救助法の規定による医療又は助産

（1）医療の実施基準

イ 医療の実施範囲

（イ）診察（疾病の状態を判断するもの）

（ロ）薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

（ハ）処置、手術、その他の治療及び施術

（ニ）病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）

（ホ）看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）

ロ 医療救護の対象者

（イ）災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）

（ロ）応急的な医療をほどこす必要のある者

ハ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

ニ 医療のため負担する費用の範囲

（イ）医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

（ロ）病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

（ハ）施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内

（ニ）従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

（2）助産実施の基準

イ 助産の範囲

（イ）分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

（ロ）分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく

浴を含む事後処理をいう。)

(ハ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ 助産の対象者

(イ) 災害のため助産の途を失った者

(ロ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ハ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ 助産のための費用の負担の範囲

(イ) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費

(ロ) 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第7節 消防活動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

玖珠町及び玖珠消防署は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、各地区コミュニティ運営協議会、事業所及びその他の町民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、玖珠町及び玖珠消防署の活動に積極的に協力する。

2 消防活動

- (1) 町は、「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき、要消防現場の状況把握を行う。
- (2) 町及び消防機関は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県を経由して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。また要請体系図については、「第3章第5節 救出救助4 救出救助（2）」を参照のこと。

第8節 二次災害の防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

町及び防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。

2 二次災害防止活動

町は、各対策部において次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 土砂災害等の防止活動

土木対策部及び農林対策部は地区災害対策本部社会基盤対策班（大分県）、県地区対策本部（西部振興局内）、玖珠土木事務所と連絡をとりながら、降雨等による土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 二次災害防止のための応急復旧対策の実施

- イ 危険個所の点検は、危険が想定される個所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
- ロ 危険個所点検要員は、町及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
- ハ 二次災害のおそれがある場合、「第3章第4節 避難の指示及び誘導」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。
- ニ 二次災害が防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。
 - (イ) 仮排水路の設置
 - (ロ) 不安定土砂の除去
 - (ハ) ブルーシート貼り
 - (ニ) 土のう積み
 - (ホ) 仮設防護柵の設置

(3) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、各対策部は次の活動を行う。各対策部は、その実施状況を把握・指導するとともに、事務局に報告する。

- イ 町有施設の点検及び避難対策・応急対策
総務対策部及び土木対策部は、町有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。
- ロ 町所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策
土木対策部は、町所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。
- ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定
町は、被災建築物応急危険度判定又は、被災宅地危険度判定の必要がある場合は速やかに実施し、必要があれば県に対し判定士の派遣要請を行う。

ニ 危険な一般建築物の応急措置等

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(4) 二次的な水害の防止活動

総務対策部及び土木対策部は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、事務局に報告する。

(5) 風倒木による被害の防止活動

総務対策部及び土木対策部は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(6) 二次災害防止のための住民への呼びかけ

二次災害に関する情報は、「第3章第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等」に基づき、次の事項を住民に伝達する。

イ 二次災害の発生が予想される箇所

ロ 避難場所

ハ 避難時の注意事項、携行品等

(7) 被災建築物の石綿飛散防止活動

町は、被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは、大分県地区災害対策本部保健所班の協力のもと、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬
- 第10節 住宅の供給確保等
- 第11節 文教対策
- 第12節 義援物資の取扱い
- 第13節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難指示及び避難誘導については、第3章第4節に定める。）なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節 救出救助に定める。）。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。町は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、町及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、資料編に掲載する避難場所を主として使用する。これらの施設が使用できない場合やこれらの施設で避難者を収容しきれない場合は、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合被害が激甚であるため、町内で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に収容を要請し、又は隣接市町の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 避難所開設の場合の手続

町において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

イ 避難所開設の周知

町長は、速やかに被災者及び警察署、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて大分県地区災害対策本部の応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

町長は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて大分県地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

町長は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに大分県地区災害対策本部庶務班又は大分県災害対策本部総合調整室情報収集班に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、大分県地区災害対策本部庶務班又は大分県災害対策本部総合調整室情報収集班に報告する。

(イ) 避難所開設の日時及び場所

(ロ) 施設箇所数及び収容人員

- (ハ) 避難者名簿
- (ニ) 開設見込期間

ニ 避難所の設置に要する経費

避難所の設置に要する経費は、概ね次により玖珠町が負担する。また災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、県が内閣総理大臣が定める基準の範囲内で負担する。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (イ) 賃金職員等雇上費
- (ロ) 消耗器材費
- (ハ) 建物の使用謝金
- (ニ) 器物の使用謝金
- (ホ) 借上費又は購入費
- (ヘ) 光熱水費
- (ト) 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、災害対策本部及び県と協議し、承認を得るものとする。

ヘ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、町はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存する。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

町は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 住民への周知

町は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

町は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部署と保健担当部署が連携して、必要な措置を講じる。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

町は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

町は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部署を超えた町職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

町は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスクを着用し、定期的な手指及び用品の消毒を実施する。
- ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒、ゴミをビニール袋で密閉して処理する等の基本的な感染対策を呼びかける。
- ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置するよう呼びかける。
- ト 職員は、避難所に感染対策の周知を行い、ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる共用部の消毒を避難者自身も定期的に行うよう呼びかける。
- チ 定期的な窓あけ又はドアを開け、換気を行う。
- リ 避難生活開始後も、定期的な健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

町は県との共同により、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、町職員や自主防災組織及び各地区コミュニティ運営協議会を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、町は、県の防災担当部署や衛生担当部署、保健所と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

4 要配慮者の避難等の措置

町は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について町のみでは対応できない場合、町は大分県災害対策本部総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、町外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

町は、福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県と情報の共有を図る。

町は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について大分県災害対策本部総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班へ報告する。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、町長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、町は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう町に協力するものとする。

（1）避難所の運営管理体制の確立

町は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（自治委員等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

（2）避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

（3）避難所での食料・水・生活必需品の配布

町は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、ボランティア等の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

（4）避難所のニーズの把握

町は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

（5）避難住民の健康への配慮

町は、「玖珠町災害時保健活動マニュアル」に基づき編成された保健活動チームにより、巡回相談等を実施し避難者の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

（6）避難所の生活環境への配慮

町は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

また、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

さらに、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（7）女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

- ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。
- ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所での外国人への配慮

町は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

(9) 福祉避難所サポーターの派遣

町は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、県に福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

6 広域避難

○町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、町自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

○町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

7 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

町は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、町は、大分県地区災害対策本部被災者救援班に対して避難所外被災者の状況調査に協力を要請するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

町は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努めるとともに、必要に応じて県へ支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

町は県と連携し、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

5 食料・物資の供給

町は県と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

6 巡回健康相談の実施

町は県と連携し、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回

して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、大分県地区災害対策本部の支援により町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

また、その他の防災関係機関は、町から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

町は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

(2) 食料供給の実施

町は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

(3) 食料供給種別

食料の供給種別は次のとおりとし、それぞれの被災の状況に応じ必要な措置をとる。

- イ 炊き出しの実施
- ロ 主食の供給
- ハ 野菜・魚介類・副食品・調味料等の供給、斡旋

3 災害救助法の適用

大分県知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、町長は速やかにその概要を大分県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

町長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実記録日計表
- ロ 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ハ 炊出し給与状況
- ニ 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

- イ 給与を受ける被害者の範囲
 - (イ) 避難所に収容された者
 - (ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
 - (ハ) 町内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者

- (ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- (ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者
- ロ 炊出しその他による食品給与の方法
 - (イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
 - (ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
 - (ハ) 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
 - (ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
 - (ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ハ 炊出し及び食品の給与の期間
 - 特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。
- ニ 費用の負担
 - 大分県福祉保健部福祉保健企画課はイからハの基準に基づき、町にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。
 - (イ) 主食費
 - ① 知事が一括売却を受け配分した場合の主食
 - ② 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
 - (ロ) 副食費及び調味料費
 - (ハ) 炊出し用の燃料費
 - (ニ) 雑費
 - 器物の使用謝金、又は借上料等

4 政府所有米穀の緊急引渡し

町長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

町長は、大分県地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。町長が農産局長に直接要請を行った

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、大分県地区災害対策本部の支援により町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

また、その他の防災関係機関は、町から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

町は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

なお、飲料水の衛生状況の把握は、大分県地区災害対策本部保健所班に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

(2) 給水の実施

町は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う（県が実施する場合も同様）。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ハ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

3 費用の負担

国及び大分県が負担する場合を除き、給水に要する費用は町が負担するものとする。

4 その他重大な災害が発生した場合の給水

大規模な災害等の発生により、町の実施する給水活動が不可能又は不足する場合は、隣接市町及び県の協力を得て給水車、ポリ容器などにより水道水等の給水を実施する。

5 災害救助法の適用

町長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 飲料水の供給簿
- ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、大分県地区災害対策本部の支援により町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

また、その他の防災関係機関は、町から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

町は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ 被災者の状況

ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

町は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

イ 災害救助法が適用された場合、町は大分県地区災害対策本部と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、大分県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

ロ 大分県福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

イ 給与又は貸与の対象者

(イ) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

(ロ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ハ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ 給与又は貸与品目

(イ) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(ロ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(ハ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(ニ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ハ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終えるものとする。

4 災害救助法の適用を受けない場合の県の行う救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により県が救助物資の給与又は貸与を実施する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

被害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000 人 以 上	30,000 人 以 上	50,000 人 以 上	100,000 人 以 上	備 考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により 世帯数の増減を行うこと ができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 町が実施する救助物資の給与又は貸与

町が実施する救助物資の給与又は貸与は、町地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、町長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

イ 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

ロ 対象者

- (イ) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者
- (ロ) 避難所に避難した被災者

ハ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）

バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

寝具（毛布） 外衣（作業服上下）

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は町が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、町をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章第6節 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

救急対策部は、大分県地区災害対策本部保健所班と連携して次の情報を収集し、大分県（災害対策本部）に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第2章第5節、第2章第13節参照）

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

救急対策部は、以下の情報を集約の上、事務局を通じて県に報告し、報道機関等から一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、町民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、町が実施する。

県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、感染症予防に関する防疫措置を町に指示する。また、町のみでは対応が困難な場合、あるいは町から要請があった場合に代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

救急対策部は、大分県地区災害対策本部保健所班と協力して以下の保健衛生ニーズを把握する。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の体制整備

町内の保健衛生ニーズを的確に把握し、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- イ 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- ロ 保健衛生活動のプランニング
- ハ 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- ニ 県主管課に対しての必要人員の派遣要請
- ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有

3 保健衛生活動の実施

救急対策部は、2で把握した情報をもとに、大分県地区災害対策本部保健所班と協力して以下に示す活動を例として必要な活動を実施する。

イ 巡回健康相談の実施

巡回健康相談チームを編成し、被災地域（仮設住宅等を含む）を中心に巡回して健康相談に応じる。また、要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

ロ 精神保健活動（こころのケア）の実施

関係機関の協力を得て、精神保健活動チームを編成し巡回する。またチラシ、パンフレット、紙面購入等により必要な情報を提供する。

ハ 健康教育

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

ニ 栄養指導対策

避難所等を巡回し、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

4 防疫活動の実施

救急対策部は2の(1)で把握した情報から防疫活動が必要と認めるときは、必要な防疫活動を実施する。町において実施が困難な場合は、県、関係機関と協力して実施する。

(1) 防疫の実施

災害が発生した場合、その地域内の感染症発生状況を的確に把握し、患者の早期発見及び感染の拡大防止に努める

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

救急対策部は、感染症法第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所については、県の指示に基づき消毒する。

(3) 臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、救急対策部は予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

救急対策部は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、広報・情報発信班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 県及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、県、関係市町村、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

6 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は町長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力するものとする。

(2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせるものとする。

第8節 廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

1 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 国、県、町、関係事業者及び町民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 玖珠町災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) ボランティア、NPO法人等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (6) 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- (7) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

2 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は町となる。

県及び関連部署（廃棄物処理許可業者を含む）と連絡を取り合い処理を進めていく。

※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、玖珠町災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

また、町は、町単独では十分な対策が実施できない場合、「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」及び「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、町、警察機関、消防機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び町等への通報

警察署は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、町及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

町、日田玖珠消防本部、玖珠警察署、自衛隊は、相互に協力し、行方不明者の搜索にあたる。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、町が警察署と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

イ 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察署の検視に付す。

ロ 町は、遺体検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置（検視後）

イ 町は、遺体の安置所を設置する。

ロ 町は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 町は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 町は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、玖珠町が実施する。町のみでの対応が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、県に協力を求め広域火葬を実施する。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察署は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、広報担当班を通じて広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

町は、埋葬に関する情報を集約し、広報担当班を通じて広報する。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

町や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、町長が県知事の委任に基づき実施する以下の業務について、基地・防災対策課が必要な措置を行うものとする。

イ 遺体の捜索

(イ) 捜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

(ロ) 支出する費用

- ① 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接捜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- ② 捜索のため使用した機械器具の修繕費
- ③ 捜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- ④ 捜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ハ) 支出費用の限度額

当該捜索地における実費

(ニ) 捜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

ロ 遺体の取扱い

(イ) 取り扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

(ロ) 遺体の処理内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 遺体の検案

(ハ) 支出する費用の限度

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ② 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(ニ) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ハ 遺体の埋葬

(イ) 埋葬を行う範囲

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(ロ) 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

(ハ) 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ニ) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 町長が県知事の委任に基づく遺体の搜索、処理及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともにこれを保存するものとする。

町において、知事の委任に基づき町長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 遺体の搜索状況記録簿
- ハ 搜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

7 費用の負担

国及び県が負担する場合を除き、行方不明者の搜索・死体の処理及び埋葬に要する費用は、玖珠町が負担する。ただし、災害の規模等により費用の全部または一部を被災者またはその遺族に負担させることができるものとする。

第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、町が主体となって実施する。ただし、次の場合は県が町その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営共住宅の建設
 - イ 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合
 - ロ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅(以下「災害公営住宅」という。)の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が運流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 住宅の供給及び居住の確保措置

(1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 住宅ニーズの把握

建設水道課は、関係防災機関と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握し、その対処方針を決定する。

(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

イ 応急仮設住宅の供与

(イ) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- ① 1戸当たり、建面積29.7m²(9坪)を基準とする。
- ② あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- ③ 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

⑤ 設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

⑥ 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(ロ) 入居世帯の決定

土木対策部は、次の各号のいずれも該当する世帯のうちから自治委員及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

(ハ) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- ① 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- ② 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られやすくするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- ③ 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(ニ) 応急仮設住宅の管理

県において管理する場合のほかは、町が管理する。

(ホ) 応急仮設住宅の供与期間

設置工事が完了した日から 2 か年以内とする。

ロ 住宅の応急修理

救急対策班部は、住宅の応急修理を以下により実施する。

(イ) 応急修理の基準

- ① 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。
- ④ 応急修理に要する 1 戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定

救急対策班部は、次の各号に該当する世帯のうちから駐在員及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- ① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自ら資力で応急修理ができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

土木対策部は、災害救助法が適用された場合、県（知事）の委任に基づき、関係防災機関と協力して住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

土木対策部は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから駐在員及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- ① 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(ハ) 記録の保存

障害物の除去を実施した場合は、次の帳簿を備え必要な記録を行ないこれを保存するものとする。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 障害物除去の状況記録簿
- ③ 障害物除去費支出関係証拠書類

(4) 災害公営住宅の建設

イ 建設戸数の基準

(イ) 住家の滅失又は焼失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を越える市町村については、その滅失又は焼失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りでない。

(ロ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年建設省国土交通省令第8103）等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから町長（大分県が実施する場合は知事）が関係法令に基づき決定する。

- (イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
- (ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- (ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
- (ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- (ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(5) その他住宅の供給あっせん措置

イ その他町有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。

ロ 県が実施する住宅の供給及び確保措置

県は、町が実施する被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。なお、県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合、町は用地の確保並びに斡旋、技能者・技術者の供給等について積極的に協力

するものとする

- (イ) 県有財産（住宅）の貸付け
- (ロ) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あつせん
- (ハ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあつせん
- (ニ) 県有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
- (ホ) その他特に必要と認める事項

ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、町はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。県社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。

- (イ) 公営住宅の空き部屋調査
- (ロ) 緊急家賃調査の実施
- (ハ) 総合住宅相談所の開設・運営

(6) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、県社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。

- ・(一社)プレハブ建築協会
- ・(一社)大分県建設業協会
- ・(一社)大分県建築士事務所協会
- ・大分県電気工事協同組合
- ・大分県管工事協同組合連合会 等

4 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

町、県以外の防災関係機関は、町、県が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力をを行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
- (2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
- (3) 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）
- (4) 建設用資機材の供給あつせん（九州経済産業局）

5 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、町は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、それ以外の市町村は、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるとともに、県単独では迅速・円滑な被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすことから、町立の学校等にあつては町教育委員会が、県立学校にあつては県教育委員会が早急に措置を講ずる。災害の状況によっては、教育委員会からPTAなど関係機関に応急措置の協力を求める場合があることとする。

また、町長及び知事は、それぞれの教育委員会の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずることとする。

なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、町教育委員会と県教育委員会が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

町内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ホ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業等の実施

イ 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。

ハ 町教育委員会、県教育委員会は応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、町長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ 給与の基準

(イ) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の

小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(ロ) 給与の品目学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

① 教科書及び教材

a. 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b. 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

② 文房具(ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等)

③ 通学用品(運動靴、傘、カバン、長靴等)

(ハ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(ニ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

ロ その他必要な措置

町長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

イ 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、町教育委員会及び県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

ロ 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、町教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。

イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立・私立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況をとりまとめて、県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。県は、私立学校設置者が実施した減免事業に要した経費の一部を補助する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(公財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 教育・保育等施設利用者負担減免措置

園児の保護者が被災した場合等において、町が教育・保育施設の利用者負担額を軽減する。

(4) 町内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、町内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校等の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

(1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について町と協議する。

(2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう町及び県等との間で必要な協議を行う。

5 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

玖珠町教育委員会及び大分県教育委員会は、町・県及び国指定等の文化財の毀損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 町教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁
国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

イ 町教育委員会は、国指定等の文化財について、県教育委員会と連携して文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 町教育委員会は、県指定等の文化財について、県教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

ハ 町教育委員会は、町指定等の文化財について、必要に応じて県教育委員会と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行い災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

町教育委員会は、県教育委員会や大分県歴史資料保存活用連絡協議会、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 義援物資の取扱い

本節は、災害後、町に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 町に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

町は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 町は、国民や企業及び自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

- (2) 町は、義援物資の受入、仕分け等に関して、必要に応じて日本赤十字社大分県支部玖珠町分區、玖珠町社会福祉協議会、ボランティアの協力を得る。

2 町に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

イ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

救急対策部は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

ロ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の広報

事務局は、イで決定した事項を、県を通じてあるいは直接報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第5節 被服寝具その他生活必需品給与」での取扱いと同様に実施する。

第13節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、町は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

町は、県と協力して飼い主に対し、避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等を行うとともに県への支援を要請する。
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

町は、「大分県被災動物救護対策指針」に基づき関係機関等と連携したペット同行避難訓練の実施など、ペット対策の取組を支援する。

5 応急仮設住宅等での対応

町及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上水道・汚水処理、通信の応急対策

第2節 道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策

第3節 農林業に関する応急対策

第1節 電気、ガス、上水道・汚水処理、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上水道・汚水処理、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上水道・汚水処理、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、二次災害の防止及び早期復旧に努める。町のほか防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合、各事業者は、町、警察署、消防署に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての町及び県の支援

町は県と連携し、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、町民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。町のほか防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関・チラシ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての町及び県の支援

町は県と連携し、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、町民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3節 農林業に関する応急対策

災害による農作物、林産物、畜産関係等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

1 農林産物応急対策

(1) 被害状況の把握

農林対策部は、農業協同組合と相互に連携し、農業用施設の被害状況(農作物の被害を含む。)を把握し、被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 応急対策

イ 農林対策部は、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

- (イ) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- (ロ) 農業用燃料の漏出防止措置
- (ハ) 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- (ニ) 農舎、農業施設等の火災防止措置

ロ 農林対策部は、農業協同組合と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導するものとする。

- (イ) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (ロ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (ハ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (ニ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (ホ) 種苗の供給体制の確保
- (ヘ) 消雪促進のための措置

ハ 町は、被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

2 畜産関係応急対策

(1) 町の責任体制

農林対策部は畜産関係の災害応急対策について、家畜保健衛生所、農業協同組合、農業共済組合等の関係機関の協力を求めて実施するものとする。

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は次の方法によるものとする。

- イ 災害のため平常時の方法により、家畜の診療を受けることができないときは、町の定める場所その他において診療するものとする。
- ロ 要請を受けた場合は、診療班を現地に派遣し、応急診療を実施するとともに、必要に応じて被災地域内に診療班詰所を設け、常時待機するものとする。
- ハ 家畜保健衛生所は、家畜の健康診断の必要を認めたときは被災地域に診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたるものとする。なお、家畜避難所を設置し、収容した場合においてはできる限り頻繁に巡回検診を実施するものとする。
- ニ 診療実施のため必要な器材薬品等については、県に報告し、連携を図るものとする。家畜保健衛生所は所要数量について、農林対策部に報告し、その指示を得るものとする。ただし、通信途絶時、又は緊急を要する場合にあっては手持品を使用し、又は現地において確保し、できる限り速やかにその旨を農林対策部に報告するものとする。

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法に基づき、次の方法によって実施するものとする。

イ 畜舎等の消毒

畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき、家畜保健衛生所が防疫班を被災地に派遣して実施するものとする。町はこれに係る情報収集等できる限りの支援をするものとする。消毒の実施に必要な薬剤、噴霧器、運搬器具等については、当該衛生所の手持品を充当するものとするが、手持品が不足するときは、家畜保健衛生所は農林対策部に報告し、これを通じて入手し、又は配置するものとする。

ロ 緊急予防注射の実施

家畜保健衛生所は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、防疫班を被災地へ派遣して家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施するものとする。実施にあたっては、農林対策部は、ワクチン等を迅速に確保し衛生所に保管替える時、時期を失しないよう措置するものとする。町はこれに係る情報収集等できる限りの支援をするものとする。

ハ その他の防疫措置

家畜保健衛生所は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置を必要と認めるときは家畜伝染病予防法の定めるところにより実施するものとする。

(4) 家畜の避難

イ 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した時には、農林対策部は家畜保健衛生所その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導するものとする。

町は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

ロ 町は、あらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておくものとする。なお、災害が発生した場合、農林対策部は関係機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、家畜診療班による応急診療を実施するとともに、管理人の選定、飼料の確保供給に努めるものとする。

(5) 飼料等の確保

被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、農林対策部は家畜保健衛生所又は県に確保あっ旋についての要請をするものとする。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ・要請する種類及び数量
- ・納品又は引継ぎ場所
- ・納品又は引継ぎの時期
- ・その他参考事項

(6) 畜産物の搬出対策

被災地域内において、農家が生産した畜産物が災害に伴う交通途絶等により搬出ができないときは、農林対策部は、県にこれら搬出についての協力を要請するものとする。

(7) 畜産応急対策の報告

家畜保健衛生所は、防疫等の実施をしたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより、その実施状況を遅滞なく県に報告するほか、管内の診療班、防疫班の活動状況についても速やかに電話をもって報告するものとする。

第4部 災害復旧・復興

- 第1章 災害復旧・復興の基本方針
- 第2章 公共土木施設等の災害復旧
- 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立
- 第4章 被災者に対する支援
- 第5章 激甚災害の指定

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い珍珠町を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 町民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の町の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、町は県と協力して、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、関係民間団体も含めた組織を設置して復興計画を作成し、復興後の町の姿を明確にして、計画的な災害につよい町土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 国土交通省等の権限代行制度

- 県は、町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。
- 町は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県又は町は、災害時、県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の 自立支援体制の確立

1 町民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、町では、必要に応じて「町民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者の生活再建支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）情報要請

県が災害救助法を適用し被災者に対して応急救助を行った場合、町は県に対して被災者に関する情報提供を要請することができる。

3 災害義援金の配分

災害義援金については、玖珠町災害義援金配分委員会設置要綱により適正、かつ迅速な配分を行うものとする。

第4章 被災者に対する支援

1 災害弔意金の給付

(玖珠町災害弔意金の支給等に関する条例)

支援の種類	給付
支援の内容	1 自然災害により死亡した町民の遺族に対して、玖珠町災害弔意金の支給等に関する条例等に基づき支給する。 2 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合: 500万円 ② その他の者が死亡した場合: 250万円
対象者	1 自然災害により死亡した町民の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した町民の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

2 災害障害見舞金の給付

(玖珠町災害弔意金の支給等に関する条例)

支援の種類	給付
支援の内容	1 自然災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、玖珠町災害弔意金の支給等に関する条例に基づき支給する。 2 支給額 ① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合: 250万円 ② その他の者が重度の障がいを受けた場合: 125万円
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた町民 ①両目が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人

3 災害援護資金の貸付け

(玖珠町災害弔意金の支給等に関する条例)

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	自然災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた町民に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。貸付限度額等は次のとおり。 貸付限度額 1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ① 当該負傷のみ 150万円 ② 家財の3分の1以上の損害 250万円 ③ 住居の半壊 270万円 ④ 住居の全壊 350万円 2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 ① 家財の3分の1以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 3 住居の全壊（エの場合を除く） 250万円 4 住居の全体の滅失又は流失 350万円 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子） 据置期間 3年以内（特別の場合5年） 償還期間 10年以内（据置期間を含む）

対象者	<p>1 対象者は以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主。</p> <p>① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</p> <p>② 家財の1/3以上の損害</p> <p>③ 住居の半壊又は全壊・流出</p> <p>2 所得制限があり、表の額以下の場合が対象となる。</p> <p>世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額</p> <p>1人 220万円</p> <p>2人 430万円</p> <p>3人 620万円</p> <p>4人 730万円</p> <p>5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で県内において災害救助法が適用された自治体が1以上ある場合などの災害</p>
-----	---

4 災害見舞金の給付 (玖珠町災害見舞金支給要綱)

援の種類	給付												
支援の内容	<p>1 自然災害により被災した町民に給付する。</p> <p>2 支給額</p> <table border="0"> <tr> <td>全焼(壊)・流出</td> <td>1世帯当たり</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>半焼(壊)・流出</td> <td>1世帯当たり</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1世帯当たり</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の災害</td> <td>1世帯あたり</td> <td>20,000円</td> </tr> </table>	全焼(壊)・流出	1世帯当たり	30,000円	半焼(壊)・流出	1世帯当たり	20,000円	床上浸水	1世帯当たり	20,000円	その他の災害	1世帯あたり	20,000円
全焼(壊)・流出	1世帯当たり	30,000円											
半焼(壊)・流出	1世帯当たり	20,000円											
床上浸水	1世帯当たり	20,000円											
その他の災害	1世帯あたり	20,000円											
対象者	1 災害により住家が全焼(壊)・半焼(壊)・流出・床上浸水した場合等。												

5 災害被災者住宅再建支援事業 (玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱)

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金を支給する。</p> <p>2 支給額</p> <p>支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた支援金を支給する。</p>
対象者	<p>被災時に町内に居住し、生活の本拠地としていた住宅が自然災害により被害を受けた世帯であって、その後も市内に引き続き居住する世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯が対象となる。</p> <p>(1) 住居が「全壊」の被害を受けた世帯</p> <p>(2) 住居が「半壊」の被害を受けた世帯</p> <p>(3) 住居が床上浸水の被害を受けた世帯</p> <p>(4) 居住する住宅の敷地が被害を受け、当該住宅の倒壊による危険の防止その他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った世帯</p>

5 その他の支援

支援の名称	内容
災害ごみの廃棄手数料の減免	災害により発生したごみの廃棄にかかる手数料の減免
町営住宅の提供	災害により住宅に困窮している被災者に対して町営住宅を無償で提供する。入居期間は原則6か月
町税の減免	災害後に到来する納期に係る町税を減免
固定資産税の減免	災害等により著しく価値を減じた固定資産の税額の減免

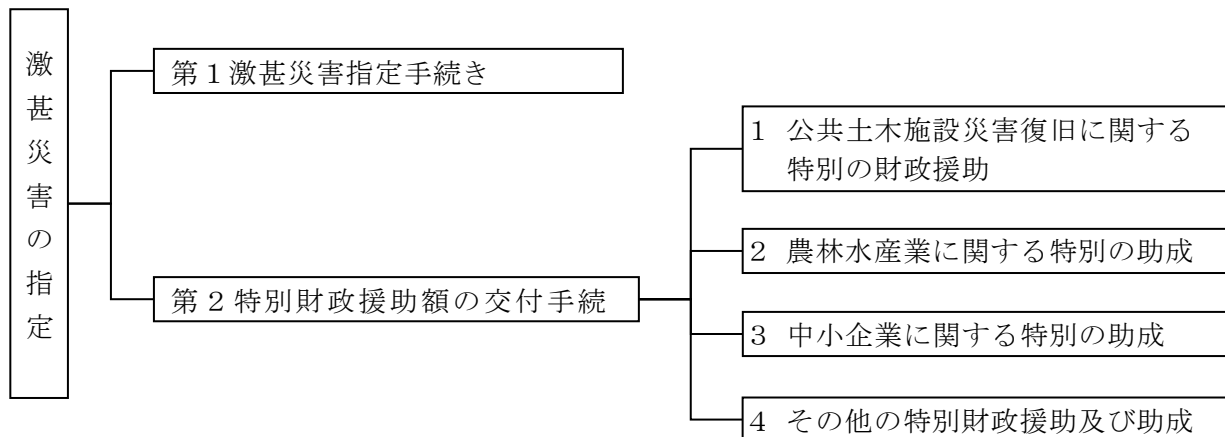
第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・災害対策基本法第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

対策体系



第1節 激甚災害指定の手続き

町は、町内に大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるために必要な調査に対し、協力を行う。

第2節 特別財政援助

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。